

平成 27 年第 1 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 27 年 3 月 3 日 開会

平成 27 年 3 月 11 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成27年第1回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月3日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	8
○請願、陳情、要請等の委員会付託	8
○承認第1号及び議案第1号～議案第17号、議案第27号～議案第29号の一括 上程、提案理由の説明	8
○議案第18号～議案第26号の一括上程、提案理由の説明	13
○散会の宣告	22

第 2 号 (3月7日)

○議事日程	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
○事務局職員出席者	23
○開議の宣告	24

○議事日程の説明	24
○一般質問	24
峰田昶君	24
坂口和子君	38
小山福績君	53
塚原利彦君	64
塚原義昭君	80
○委員長報告	96
○散会の宣告	99

第 3 号 (3月10日)

○議事日程	101
○出席議員	103
○欠席議員	103
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	103
○事務局職員出席者	103
○開議の宣告	104
○議事日程の説明	104
○承認第1号の質疑、討論、採決	104
○議案第1号の質疑、討論、採決	105
○議案第2号の質疑、討論、採決	105
○議案第3号の質疑、討論、採決	106
○議案第4号の質疑、討論、採決	107
○議案第5号の質疑、討論、採決	107
○議案第6号の質疑、討論、採決	108
○議案第7号の質疑、討論、採決	108
○議案第8号の質疑、討論、採決	109
○議案第9号の質疑、討論、採決	109
○議案第10号の質疑、討論、採決	110
○議案第11号の質疑、討論、採決	111

○議案第12号の質疑、討論、採決	111
○議案第13号の質疑、討論、採決	112
○議案第14号の質疑、討論、採決	112
○議案第15号の質疑、討論、採決	113
○議案第16号の質疑、討論、採決	113
○議案第17号の質疑、討論、採決	114
○議案第27号の質疑、討論、採決	115
○議案第28号の質疑、討論、採決	115
○議案第29号の質疑、討論、採決	116
○議案第18号の質疑、討論、採決	116
○議案第19号の質疑、討論、採決	125
○議案第20号の質疑、討論、採決	125
○議案第21号の質疑、討論、採決	126
○議案第22号の質疑、討論、採決	127
○議案第23号の質疑、討論、採決	127
○議案第24号の質疑、討論、採決	128
○議案第25号の質疑、討論、採決	130
○議案第26号の質疑、討論、採決	130
○議案第30号～議案第38号の一括上程、提案理由の説明	131
○散会の宣告	136

第 4 号 (3月11日)

○議事日程	137
○出席議員	137
○欠席議員	138
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	138
○事務局職員出席者	138
○開議の宣告	139
○議事日程の説明	139
○議案第30号の質疑、討論、採決	139

○議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	1 4 0
○議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	1 4 0
○議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	1 4 1
○議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	1 4 3
○議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	1 4 3
○議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	1 4 4
○発議第 1 号、発議第 2 号の一括上程、趣旨説明	1 4 4
○発議第 1 号の質疑、討論、採決	1 4 5
○発議第 2 号の質疑、討論、採決	1 4 6
○発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決	1 4 7
○閉会中の継続審査申し出について	1 4 7
○村長挨拶	1 4 7
○閉会の宣告	1 4 8
○署名議員	1 4 9

○ 招 集 告 示

麻績村告示第7号

平成27年第1回麻績村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年2月26日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成27年3月3日（火） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

1番 小山福績君
4番 宮下仁雄君
6番 峰田昶君
8番 尾岸健史君

3番 塚原利彦君
5番 塚原義昭君
7番 坂口和子君

不応招議員（なし）

平成27年第1回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成27年3月3日（火）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 条例改正・その他議案等一括上程について

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村一般会計補正予算（第8号））

議案第 1号 麻績村行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議案第 3号 麻績村若者定住促進住宅建設事業住宅新築工事変更請負契約について

議案第 4号 麻績村大峠農村公園活性化センター指定管理者の指定について

議案第 5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 6号 教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 麻績村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 8号 麻績村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 9号 麻績村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の制定について

- 議案第10号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 麻績村指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第12号 麻績村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第13号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 麻績村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第17号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について
- 議案第27号 麻績村保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 議案第28号 麻績村教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 議案第29号 麻績村保育所設置条例の全部を改正する条例について

日程第 7 平成27年度予算一括上程について

- 議案第18号 平成27年度麻績村一般会計予算
- 議案第19号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算
- 議案第21号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算
- 議案第22号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計予算
- 議案第23号 平成27年度麻績村水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成27年度麻績村介護保険特別会計予算
- 議案第25号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	柳原俊文君	振興課長	宮下利秀君
住民課長	峰田江津子君	観光課長	塚原敏樹君
教育次長	森山正一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井孝夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員7名全員です。定足数に達していますので、平成27年第1回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影及び議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、1番、小山福績議員、5番、塚原義昭議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月3日開催の議会運営委員会において、本日3月3日から3月11日までの9日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日から3月11日までの9日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から3月11日までの9日間と決定いたします。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに平成27年第1回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

春と冬が行き交うような日が続いておりますが、議員の皆様におかれましては、平素村政の円滑な運営に多大なご理解とご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、我が国の経済は、第2次安倍政権の新たな経済対策によって景気回復の動きが出てまいりましたが、地方ではまだ十分と言える状況に至っていない感がいたします。

また、昨年の消費税増税による消費意欲の減退や円安による物価の高騰など、景気回復の足かせとなっていることにも心配されるところがあります。

こうした中、村では第6次振興計画に基づき、「明るい未来へつながる元気な麻績村」の実現を目指して、公共事業の計画的推進、福祉の充実等に努めながら、行財政の効率的運営を目指す考えであります。

新年度の基本方針につきましては、後ほど新年度予算の提案理由の中で申し上げますが、公約の具現化に向けて努力するとともに、麻績村の発展に必要とされる新たな事業についても、村民皆様のご理解をいただきながら推進してまいります。

議員各位におかれましては、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会におきましては、新年度一般会計・特別会計予算、条例改正、平成26年度補正予算など重要案件について提出してまいります。どうか慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。

◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告について、お手元に配付しているとおりでございます。

そのほか、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、これで諸般の報告を終わります。

◎請願、陳情、要請等の委員会付託

○議長（尾岸健史君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

第27-1号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出とすることを求める請願の1件を総務経済委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

◎承認第1号及び議案第1号～議案第17号、議案第27号～議案第29号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第6、条例改正及びその他議案を一括上程いたします。

承認第1号及び議案第1号から議案第17号、議案第27号から議案第29号までの21議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成26年度麻績村一般会計補正予算（第8号）については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

内容は、道路維持費において、降雪が続いたため村道の除雪費用が不足することとなり、その委託料の補正を。また、凍結防止剤においても不足が生ずるため需用費の補正を行ったものです。財源は予備費を充当しました。補正額は1,500万円です。

次に、議案第1号 麻績村行政手続条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成26年に行政不服審査法の全部を改正する法律が公布され、公布後2年以内に施行されることとなっております。同法の改正にあわせ行政手続法も改正され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第2号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての提案理由を申し上げます。

平成27年4月1日付で、中信地域交通災害共済事務組合が加入するとともに、同日付で北信地域町村交通災害共済事務組合が東北信市町村交通災害共済事務組合に名称変更するため、地方自治法第252条の7第2項の規定により協議するものです。

次に、議案第3号 麻績村若者定住促進住宅建設事業住宅新築工事変更請負契約についての提案理由を申し上げます。

平成26年9月17日付で、議会の議決をいただき事業を進めてまいりました麻績村若者定住促進住宅建設事業住宅新築工事でございますが、契約内容に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する

条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 麻績村大峠農村公園活性化センター指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

麻績村大峠農村公園活性化センターの指定管理期間が3月31日で期間満了することに伴い、4月1日から5年間の指定管理者を地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部改正を行うため、整備条例を制定するものであります。

次に、議案第6号 教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、根拠法令が改正となるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 麻績村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

子ども・子育て新制度の実施に伴い、家庭的保育事業等については新たな事業類型として市町村が認可することとなることから、児童福祉法に基づき、認可基準である設備及び運営の基準について条例の制定をするものであります。

次に、議案第8号 麻績村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

子ども・子育て新制度の実施に伴い、教育・保育施設及び地域型保育事業は、認可基準及び運営に関する基準を満たさなければならず、市町村はこれらの施設・事業が給付の対象となることを確認することとされています。これにより、子ども・子育て支援法に基づき、利用定員、運営及び特例給付に関する基準について条例の制定をするものであります。

次に、議案第9号 麻績村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

放課後児童クラブの質を確保する観点から、児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について条例で基準を定めることが必要となったため、条例の制定をするものであります。

次に、議案第10号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

第6期の介護保険料率につきましては、国の改正後の標準段階どおりこれまでの6段階から9段階とし、3年間の新たな保険料額を定めるものです。また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、介護保険法が一部改正され、これまでの介護予防事業から新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行が平成27年4月からとされましたが、新しいサービスの受け皿の確保や医療機関との調整等に時間を要することから、猶予期間を条例で定めるものであります。

次に、議案第11号 麻績村指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、これまで厚生労働省が省令で定めるものとされていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営基準等について、市町村が条例で定めることとされました。このため、麻績村においても条例を制定するものであります。

次に、議案第12号 麻績村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法が一部改正され、市町村は国の省令に基づいて地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する事項を、平成27年3月31日までに条例で定めることとされました。このため、麻績村においても条例を制定するものであります。

次に、議案第13号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、

条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号 麻績村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在、麻績村消防団の階級については、階級規則により団長以下10階級の制度で運用しておりますが、それを見直し、7階級に改正をいたします。それを受け、関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更についての提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進計画は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的に実施するため、過疎市町村において過疎地域自立促進計画を定めることとなっております。

このたび、麻績村が定めております計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についての提案理由を申し上げます。

聖高原別荘地地上権設定契約の期間満了者に対しまして、鋭意契約更新手続を進めておりますが、一部におきまして、契約更新に応じない事案が発生しております。また、長期にわたり地代を滞納されている者もあります。これらの相手方に地上権設定契約期間満了による登記抹消及び契約に基づく権利解除を法的行為により行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号 麻績村保育の必要性の認定に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

子ども・子育て新制度の実施に伴い、保育の必要性の認定に関する事項について、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第28号 麻績村教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

子ども・子育て新制度の実施に伴い、教育・保育に関する利用者負担額について、新たに条例を制定するものです。

次に、議案第29号 麻績村保育所設置条例の全部を改正する条例についての提案理由を申

上げます。

子ども・子育て新制度の実施に伴い、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳幼児または幼児の保育について、必要な事項を見直すため、条例の全部を改正するものがあります。

以上、条例改正等21議案の提案理由を申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、承認第1号及び議案第1号から議案第17号、議案第27号から議案第29号までについての審議、採決は本定例会第3日目の3月10日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎議案第18号～議案第26号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第7、平成27年度の予算議案を一括上程いたします。

議案第18号から議案第26号までの平成27年度一般会計及び特別会計9議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、提案理由を申し上げます。

我が国の経済は、第2次安倍内閣の経済対策「アベノミクス」により、内需を中心とした景気回復の傾向があらわれています。

さらに、第3次安倍内閣では、景気の下支えとして熱意ある地域の創意工夫を全力で応援する地方目線での改革も積極的に進めるとしており、また、地方経済の活性化を主眼とした地方創生の持続的な取り組みも重点的に実施するとしています。

そして、地方財政の健全化と自立を促進するため、地方税収の水準を向上させ、国の取り組みと基調をあわせて歳出の効率化と重点化を図るなど、歳入歳出両面における改革を進め、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確保するとしています。

このような状況を踏まえ、編成された国の平成27年度一般会計予算規模は96兆3,420億円で、前年度比4,596億円、0.5%増となっています。また、地方財政収支見通し（通常収支分）については、地方交付税が16兆7,548億円、前年度比1,307億円、0.8%減、臨時財政対策債は4兆5,250億円、前年度比1兆702億円、19.1%減、地方税及び地方譲与税は40兆1,773億円、前年度比2兆4,082億円、6.4%増となっており、地方財源における一般財源総額では前年度を上回る財源が確保されています。

一方、長野県の平成27年度予算は、一般会計8,696億円で、前年度比203億円、2.4%増となっています。

昨年相次いで発生した災害の教訓を生かし、防災・減災対策を積極的に推進するほか、国が掲げる地方創生についてもフロントランナーとなるべく、人口定着と確かな暮らしの実現に向けた取り組みと、3年目になる「しあわせ信州創造プラン」のさらなる推進に重点を置いて予算編成をしています。

このような状況下にあって、麻績村は当面自立路線で進むこととしておりますが、筑北村とは引き続き友好連携のもとで多くの事業を共同実施し、近隣市村との協調・連携により広域的な課題にも対処するとともに、共同・広域による事業の効率化に努めてまいります。

平成27年度は、第6次麻績村振興計画に基づき、「明るい未来へつながる 元気な麻績村」を目指し、従前にも増して住民の意向を尊重しながら、村民とともに知恵を出し合い、汗を流す協働の村づくりを積極的に進めてまいります。

さらに、新たな地方創生の時を迎え、自己決定・自己責任のもと、多様化・高度化・増大化する行政需要に的確に応えるとともに、安心・安全の村づくりを進め、事業の創意工夫と重点化を図り、住民目線に立った行政運営になお一層の努力をしてまいります。

平成27年度予算を編成するに当たり、次の3項目をさらに進展させることを基本といたしました。

若者が希望をもって住める村づくり

笑顔あふれる元気な村づくり

お年寄りや障がい者が安心できる村づくり

まず第1は、若者が希望をもって住める村づくりです。

過疎化・少子高齢化の進展により多くの課題が生じておりますが、これらを解決するには、若い人たちの定住を促進することが何より重要です。

若い人たちの定住人口をふやすため、平成23年度から始めた若者向け賃貸住宅建設事業は、平成26年度から新たに本町地区で進めておりますが、平成28年度までに24棟の建設を目指しております。

保育園児を持つご家庭の経済的負担の軽減、不妊治療の助成、試験的にスタートさせた「ひだまり」の定着など、また、学校施設の整備及び教育の充実にも努めます。

現行の教育水準を維持・向上させるため、不足する専科教師の補充、特別支援教師の補充、そして、新たな耐震基準に沿っての学校施設整備を行います。

さらに、主要道路の整備、老朽化したため池の調査・改修、土石流災害に備えての砂防堰堤構築など、安心・安全の村づくりを進め、若い人たちが住みやすい生活環境を引き続き整えてまいります。

第2は、元気で魅力ある村づくりです。

地域資源を活用しての元気な村づくりです。豊かな自然や美しい景観、長い歴史や貴重な文化、穏やかで温かな人々の心など、麻績村特有の資源を生かし、近隣村と友好連携を深めながら地域全体が元気になる村づくりを進めます。

また、集落や地域のコミュニティ活動の支援、外部からの人材導入や地域資源を活用しての都市との交流事業の推進、観光事業のさらなる発展を目指してまいります。

また、地域産業の振興、特に農業の振興に向けて村民皆様と研究を深め、地域農業を振興させる新たな組織立ち上げに結びつけたいと考えております。

村内全域で優良農地が確実に維持され、活用されるよう、水路の破損箇所の改修整備を順次進めてまいります。

第3は、お年寄りや障がい者が安心できる健康長寿の村づくりです。

元気で、高齢者がさまざまな場面で活躍されているのは麻績村の誇りであります。高齢化社会到来の中で、お年寄りに元気で生きがいを持って暮らしていただくこと、健康長寿延伸により生涯現役を目指していただくことが重要です。

保健事業、介護予防事業を充実させるとともに、新たな居宅介護支援事業所の立ち上げ、デイサービスセンターみづきの施設整備なども進めてまいります。

また、障がい者が安心して暮らせる村づくりを進めます。

このほかにも、筑北村との友好連携の推進、将来に向けての学校のあり方研究、有害鳥獣

対策、松くい虫対策、商工業対策など、これらの重要な課題にも対処してまいります。

以上、主な施策について申し上げましたが、このような施策を盛り込み、編成いたしました平成27年度の会計別予算額は、次のとおりであります。

一般会計予算 24億8,900万円

国民健康保険特別会計予算 4億2,300万円

聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算 110万円

住宅団地分譲事業特別会計予算 1,600万円

下水道事業特別会計予算 2億1,830万円

水道事業特別会計予算 1億8,720万円

介護保険特別会計予算 4億7,400万円

後期高齢者医療特別会計予算 4,300万円

観光事業特別会計予算 4,870万円

以上、9会計であります。各会計別の予算内容について申し上げます。

まず、一般会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額は24億8,900万円、前年度比4.8%、1億1,300万円の増であります。

それでは、歳入から申し上げます。

村税につきましては、近年の実績及び社会経済情勢等を考慮し、見込み計上いたしました。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国と地方の税制改正及び国の方針を踏まえ計上いたしました。

地方交付税のうち普通交付税につきましては、国の地方財政計画及び近年の実績等を考慮し計上いたしました。

また、特別交付税につきましては、ルール分において前年度より若干の増額を見込み計上いたしました。

交通安全対策特別交付金につきましては、制度の改正により平成26年度から廃止となりましたので、皆減とさせていただきました。

分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、前年度の実績を勘案して計上いたしました。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金、障害者総合支援給付費国庫負担金、学校施設環境改善交付金、過疎地域等自立活性化推進交付金等を見込み計上いたしました。

県支出金につきましては、障害者給付費県負担金、後期高齢者保険基盤安定県負担金、福

社医療費県補助金、農業費県補助金、林業費県補助金、団体営土地改良事業補助金、統計調査費県委託金等を計上いたしました。

財産収入につきましては、聖高原別荘地地代、村有土地・施設の貸付収入であります。実績を勘案し計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと麻績村応援団事業寄附金の実績を勘案し見込み計上いたしました。

繰入金につきましては、健全財政の堅持を念頭に、事業実施に係る財源を当該基金から充当いたしました。

村債につきましては、過疎対策事業債、辺地対策事業債、臨時財政対策債を計上いたしました。

その他の収入につきましては、近年の実績を勘案し計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

議会費については、実績を勘案し計上いたしました。

総務費につきましては、経常的な経費が主ですが、諸経費の縮減に努めました。

一般管理費では、一般職の給与を本年度より平均2%引き下げた額を、その他経費においても極力経費削減に努め計上、また、番号制度対応のシステム改修費については新たに計上いたしました。

文書広報費では、広報発行印刷費、例規集印刷及び加除経費、例規集の電子化に係る委託料及び必要な法務情報を得るためのナビ利用料を、財産管理費では、庁舎等長寿命化に向けた公共施設総合管理計画の基礎データ作成のための財産管理台帳データ作成業務委託料及び災害備蓄倉庫改修工事費等を、企画費においては、地域おこし協力隊及び緑のふるさと協力隊、集落支援員に係る経費、ふるさと麻績村応援団事業、住民が行う村づくり活動支援事業など、地域産業の振興と特色ある地域づくりを推進するための経費及び新たに空き家改修のための過疎地域等自立活性化推進交付金事業を実施するための経費を計上いたしました。

バス等運行事業費では、地域公共交通機関としての交通弱者の足の確保のため、運行に必要な経費を計上いたしました。

徴税费では、課税客体の把握に努めるとともに、e-LTAX（国税連携）審査システム更新作業対応委託料を計上いたしました。

戸籍住民基本台帳事務費では、住基システム、戸籍システム、戸籍副本管理システムの保守及び機器のリース料を計上いたしました。

選挙費では、県議会議員選挙費に係る必要経費を見込み計上いたしました。

民生費では、高齢者・心身障がい者福祉の一層の充実を図るべく、関係事業費を計上いたしました。

特に本年度はデイサービスセンターみづきの特殊浴槽の更新、新たに村で居宅介護支援センターを開設する経費を計上いたしました。

児童福祉総務費では、平成24年度創設しました出産・育児支援金交付金については継続し、所要額を計上いたしました。また、新たに要保護児童対策地域協議会を設置するに当たり、委員報酬を計上いたしました。

保育園運営費では、園児の健全な保育に必要な経費を計上いたしました。また、本年度より子育て支援の一環となる3歳以上の園児に対する保育料の大幅な軽減措置を行ってまいります。

保健衛生費では、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌等の予防接種の経費のほか、新たに水痘ワクチン接種の経費、妊婦一般健診の他、県外医療機関受診者に対する助成を加え、さらに、不妊治療支援事業として県の補助対象外に対する補助金を計上いたしました。

保健管理費では、近年がんによる疾病発症率が高くなってきていることに鑑み、各種がん検診の必要経費と特に若年層の受診を促すための経費を計上いたしました。また、第5回になります健康フェスティバルについても、内容を刷新し実施する経費を計上いたしました。

さらに、筑北村と共同で実施している母子共同事業について、本年度麻績村が主体となって進めてまいります。その必要経費を計上いたしました。

また、ごみ処理関連の予算を計上するとともに、住宅用太陽光発電システム導入補助金、ごみ減量化再資源化の生ごみ処理槽設置補助金等を計上いたしました。

農林水産業費につきましては、農業委員会費で、前年度より実施している農地台帳整備に伴う情報管理システム保守管理費を計上、農地利用の効率化等を円滑かつ効率的に進めてまいります。

農業振興費では、昨年度から継続事業である農業振興地域整備計画の総合見直しに伴う土地利用計画図作成経費等必要経費を計上いたしました。

また、新規事業では、国の制度である青年就農給付金事業を開始することとなり、その給付金額を計上いたしました。

その他、中山間地域等直接支払事業、鳥獣被害防止総合対策事業を引き続き実施いたします。

あわせて、地域の農業を今まで以上に積極的に振興していくための各種経費を計上いたしました。

農地費では、新規に農業基盤整備促進事業を実施することになりますが、引き続き行う事業である農業水利施設保全合理化事業及び地域ストックマネジメント事業による老朽化した水路の改修費用、また、県営ため池整備事業の負担金を計上いたしました。

地籍調査事業費につきましては、4年目を迎えますが、その必要経費を計上し計画的な事業の進展に努めてまいります。

林業振興費では、被害拡大が懸念されている松くい虫対策事業に係る経費を計上し、被害拡大防止に努めてまいります。

商工費につきましては、商工業振興に向けての諸施策の経費を、別荘地管理費では、別荘地の管理に係る経費を計上いたしました。

観光総務費では、観光行政経費及び観光施設の民間への指定管理事業を含め、観光事業特別会計への繰出金等を計上いたしました。

博物館費では、昨年度立派によみがえったSL、D51機関車の損傷を防ぐため屋根の設置工事費を計上いたしました。

土木費では、住民の安全・安心を確保し快適な生活が送れるよう、道路や河川整備等の社会基盤の整備をはじめ、地域要望等への対処などの事業費を計上いたしました。

また、上下水道事業特別会計の円滑な運営を行うため繰出金を、若者定住を目的とした村営住宅建設事業費を引き続き計上いたしました。

消防費では、施設の適切な維持管理と広域消防との連携、消防団員の訓練等に要する諸経費等を計上いたしました。

教育費につきましては、学校教育費において、引き続き村費講師や特別教室支援員、子育て支援コーディネーターの配置など、次代を担う子どもたちへの支援のための所要経費を計上いたしました。

社会教育費では、麻績村地域交流センターを中心に生涯学習活動の充実を図るための所要経費を計上するとともに、「麻績学舎」について、施設の管理経費を計上いたしました。

現在麻績神明宮建造物や福満寺の仏像など、国の重要文化財の大規模な保存修理が実施されております。村といたしましても、貴重な文化財を次代に引き継ぐための重要な事業と考え、引き続き事業支援の補助金を計上いたしました。

公債費につきましては、所要額を計上いたしました。

諸支出金につきましては、基金から生ずる利子相当額を計上し、積み立てることといたしました。

予備費につきましては、今後の緊急的事態に弾力的に対処できるよう一定額を計上いたしました。

以上のとおり、経常経費の抑制に心がけ、事業の重点化を図り、必要な事業は積極的に進めることといたしました。

次に、特別会計について申し上げます。

1 国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

医療費に係る保険給付費については依然として高い金額で推移しておりますが、近年の実績を勘案して計上いたしました。

国民健康保険税収入につきましては、その実績を勘案し計上いたしました。

また、平成26年度に税率改正を行いましたが、加入者負担増を考慮しての改正としたため、財源不足が生じていることから、補填分を昨年度に引き続き村一般会計から繰り入れます。

今後も厳しい状況は続くものと思われませんが、村民の健康づくりと保健意識の高揚、医療費の適切化に努めてまいります。

2 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算について申し上げます。

別荘地地上権の販売など、地上権分譲事業が円滑に進められるよう所要額を計上いたしました。

3 住宅団地分譲事業特別会計予算について申し上げます。

天王住宅団地の未分譲区画は1区画となりましたが、この維持管理と販売に係る所要額を計上いたしました。

4 下水道事業特別会計予算について申し上げます。

下水道事業は水洗化率が80%を超えました。今後も快適で清潔な環境の中で生活を送ることができるよう計画的に事業を進めます。

なお、本年度においては、農業集落排水の上井堀浄化センターを公共下水道に接続するため、管路布設工事を実施いたします。

引き続き、健全で効率的な管理運営ができるよう努めてまいります。

5 水道事業特別会計予算について申し上げます。

良質で安心・安全な水道水を安定的に提供するため、水道施設の維持管理には万全を期すとともに、健全な運営管理に努めてまいります。

補助事業による水道管布設替工事並びに村単による工事、施設修繕など所要額を計上いたしました。

6 介護保険特別会計予算について申し上げます。

近年の介護保険認定者の増加と、これに伴う介護保険サービス見込み所要額を計上いたしました。

本年度は第6期介護保険計画の初年度となり、介護保険料の改正を実施させていただきますが、介護保険制度事業の円滑な運営に一層のご理解をお願い申し上げます。

7 後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

高齢者の医療確保に関する法律が施行され、新たな後期高齢者医療制度が発足して7年目を迎えます。

平成27年度は、制度の改正や保険料の改正がないことから、昨年度と同様の予算規模で運営することとし、所要額を計上いたしました。

8 観光事業特別会計予算について申し上げます。

景気の長期低迷と少子高齢化の進展、観光客のニーズの多様化など、観光事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。今後も観光施設のより効率的な運営管理を図るとともに、新たな誘客に努めてまいります。

また、平成3年度に開業した宿泊施設シェーンガルテンおみの空調設備が経年劣化していることから、長寿命化に向けて改修工事を実施いたします。

以上、平成27年度の一般会計及び特別会計予算について概要を申し上げます。

国内外の経済情勢は、明るさが見えてきたもののいまだ不透明な状況にあり、地方財政においては厳しい状況が続くものと思われ。今後も引き続き、行政のスリム化・効率化など、徹底した行財政改革を進めてまいります。村民が誇りの持てる魅力に満ちた、そして、常に躍動する麻績村を目指して、着実に未来への展望を切り開くべく、職員一丸となって努力してまいります。

今後とも村政に対し、村民皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年度予算の提案といたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第18号から議案第26号までの9議案についての事項別明細の説明、質疑を3月4日及び3月5日にそれぞれ議員全員出席しての常任委員会において行い、

議案の審議、採決は本定例会第3日目の3月10日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上で本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

これにて平成27年第1回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

この後、委員会室において全員協議会を開催し、提出者より条例改正、その他議案について詳細説明を受け、終了後、常任委員会において付託された請願案件についてご審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

平成27年第1回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成27年3月7日（土）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 柳原俊文君

振興課長 宮下利秀君

住民課長 峰田江津子君

観光課長 塚原敏樹君

教育次長 森山正一君

監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 臼井孝夫

書記 岩淵美奈

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員7名です。定足数に達していますので、平成27年第1回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

なお、報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は5名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 初めに、6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

6番、峰田議員。

〔6番 峰田 昶君 登壇〕

○6番（峰田 昶君） おはようございます。

6番議員の峰田でございます。一般質問をさせていただきます。

私の質問は、平成27年度の予算の主要事項について、あわせまして村民との協働の村づくりについてお聞きしたいと思います。

27年度予算編成は、最重点実施事項として若者定住から始まりまして介護の問題まで多岐にわたっていますけれども、さきの報道によりますと県内の村民というか県民のアンケートでは、将来滅失してしまう、なくなってしまう可能性がある市町村の話題に6割以上の人が危機感を持っているということで、地方創生も踏まえまして各市町村はこぞって頑張っていると思いますので、最重点実施事項、特に力を入れている部分についてお聞きしたいと思います。

また、地方創生につきましては今までのように再生という言葉が使われておりません。元気なやる気のある自治体、そこに、行動計画ができましたところに支援するとこととございまして、地方創生に関する対策としてはどんな事業をされて、今年度補正予算も踏まえて、国の補正予算も踏まえてどんな予算を組まれているかお聞きします。

あわせて、いつも言われておりますけれども、十分業務執行にはPDCAが使われていると思いますけれども、各種監査、それから決算意見書等踏まえて、手法としてこれに対する対応がどのようになされているかをお聞きいたします。

最後に、国民との協働の村づくりにつきましては、要望、村民の要望やいろいろなものについて対応をお聞きしたいと思います。

質問につきましては通告のとおりでございますので、自席で一問一答方式でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、平成27年度一般会計予算、ご存じのように24.9億円ということで前年比4.8%伸びております。主要なところに、安全・安心な村づくりを求めて緊急度の高いものから効率化、重点化して実施するというふうに言われておりますけれども、具体的にはどんな内容かお聞きいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） おはようございます。

まず、最初に、本日は休日議会でございます。尾岸議長さんのもと開かれた議会、そしてまた開かれた村政のために休日議会の開催ということで、議会の皆様には敬意と感謝を申し上げます。

それでは、最初の6番議員のご質問に答えさせていただきたいと思っています。

最初のご質問でございますが、平成27年度予算の主要事項についてということで要旨3点について申し上げます。

まず、最初の要旨でございますが、27年度予算の重点項目、最初の要旨でございますが、今日の多くの課題、これは少子・高齢化の急速な進展、ここに起因しているというふうにご覧いただいております。このことは麻績ばかりではなくて全国同じでございます。国でも新たな地域創生事業等によって、この対策に乗り出しているということであるわけであり、麻績村におきましては既に各種事業を展開しておりますが、今後も村の優先施策として強力に進めていきたいと、こう考えております。すなわち、国が地域創生ということで今打ち出している事業につきましては、もう既に麻績村としては重点と置いて進めているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

具体的に申し上げますと、若者定住促進に向けての賃貸住宅の建設、そしてまた子育て支援の充実、それから教育環境の向上、そして安全・安心の村づくり、都市との交流促進、こういったものが主なものであるわけであり、現在進めております若者定住促進住宅建設事業、これを着実に進めていきたいと、こう考えております。

それから、保育料の軽減、無料化、それから村独自の不妊治療の助成、それから新基準によります学校施設の整備、こういった新たな施策も実施してまいりたいと、こう考えておるわけであり、

それから、大型車両の進入が不自由な地域、この解消に向けて今道路、橋梁等の整備を行っておるわけでございますが、これは防災ということも兼ねまして行っておるわけであり、そしてまた、大地震、大きな地震、それから豪雨、こういったことに備えるための池の整備、それから砂防堰堤の構築、こういったものも今進めていくということで進めております。

それから、都市との交流を活発にするために観光施設の整備、こういったものにも力を置いていくということであります。

あわせてまして村民の健康向上に向けての事業、それから高齢者介護事業、それから農業振

興に関する事業、これももう既に進めております。それからさらに歴史文化の保全、こういったものについても力を入れていくということでございます。

そして、今地域創生事業というお話を申し上げたわけでございますが、国では地方の活性化に向けて全省庁一体となって進めておるわけでございますが、平成26年度、今年度の補正につきましても既に具体的に今進めておるわけでございまして、地域消費、こういったものを喚起するためにプレミアム商品券ほか幾つか進めるということで、補正でお願いしていきたいと、こう考えております。

それから、新年度に入りましたら早急に麻績村の総合戦略、それから具体的な計画、こういったものにも着手していきたいと、こういったことでございます。

この地域創生全体につきましては、まだ明確になっていない部分があるわけでございますが、現時点で申し上げられる内容、これにつきましては、村づくり推進課長、総務課長から後ほど申し上げさせていただきたいと、こう思っております。

それから、27年度の主要事業についてということの中で監査、決算の意見、これらについての取り組み状況ということでございますが、25年度決算、ここにおきましては監査委員さんからご指摘いただいたことがございます。これらの改善に向けて現在努力しておるわけでございますが、特にその中で税、使用料等の滞納整理ですね、これにつきましては今努力をしておるわけでございます。しかし、中にはその解消が非常に困難な事例もあるわけでございます。今後も引き続きご指摘いただきました事項につきましては改善に努めてまいりたいと、こう考えておるわけでございます。

なお、これらにつきまして具体的な取り組みにつきましては、総務課長、住民課長、観光課長等からお答えをさせていただきます。

まず、最初のご質問についてお答えをさせていただきました。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 1番の27年度の主要の3項目までご答弁いただきまして、ありがとうございました。質問事項の1項目の最重点課題につきましては、わかりました。

では、2番目の国の経済の7割以上を占める地方経済を活性化することが今回の地方創生の主目的というふう聞いております。先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、つくり出して、我々がこれからどのように村をしていくかということをやらなければ、国からは前のように交付金が来ないというようなお話も聞いておりますので、その辺を踏まえて地方創

生につきまして具体的にどのようなことがあるのかお聞きしたいと思います。

1番の主要事項につきましては大体のお話がわかりましたので、2番お願いします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 峰田議員さんの具体的な事業等につきましては、これから27年度の地域総合戦略というものを立てた中でそのメニューに盛り込んでいくという形になります。したがって、まだまだ具体的なことはちょっとこれからの関係ということになります。ただ、村としましては過疎の自立計画、またはそれよりまだ大きな村の振興計画、10年間の振興計画がございます。それに沿った形でこの地域総合戦略というものを立てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

それから、26年度の国の補正予算の関係でございますけれども、現在その計画につきましては内閣府と協議をしております、計画書につきましては、第1段階の協議、事前協議につきましてはほとんど終了しております。この関係につきましては、既に計画書の内容につきまして県のほうに計画書のほうを提出という形の段取りにようやくなったところでございます。この関係につきましては、26年度補正、3月10日の日に提出という形になろうかと思っております。その内容で進めてまいりたいと思っております。

具体的にはそのときにお話しいたしますけれども、その中身といたしましては、先ほど村長が申し上げましたとおり、プレミアム商品券の発行が消費喚起の関係になります。それから、地域創生の先行型ということで、主に観光事業の関係の誘客対策ということで多言語表示等の看板等の表示の立てかえといいますか表示がえ、それから観光関係のホームページのリニューアル等を考えております。また、ちょっと具体的には10日の補正予算提出のときにお話しさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、今進めております補正関係の事業の関係でございますけれども、今後の補正の対応のところでは詳しい内容はお話しさせていただきたいかなというふうに思います。ただ、国の動き方自体が今現在の動き方からいきまして県もその動きに合わせていまして、いわゆる人口ビジョンとか総合戦略とかという話の中で動いているわけなんです、県もその人口の目標というようなもの自体を6月ごろのまとめというよ

うな状況になって動いております。県もそうですし、また広域との連携も重なってまいります。また、来年度につきましては過疎計画が入ってまいります。そんな関係で全ての計画にリンクさせていく必要があるものですから、若干その辺のところは周りの動きを見ながら進めていこうかなというふうに今見ております。

それと、今回の補正に関するものなんですが、説明の中ではどこにも出てきておらないんですが全て今回の事業自体いわゆるソフト事業というものに充てなさいという指示が来ております。ですので、建設、いわゆるハード的なものについては充てられないというもので各町村苦勞をしているところがございますけれども、麻績村においてもその辺の若干手薄なところのほうに予算のほうを導入していきたいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 具体的なことにつきましては、これから今後5年間を踏まえて計画をつくるということが宿題になっているかと思っておりますので、難しいかと思っておりますけれども、26年度の国家予算の関係も踏まえて、一部農業への青年就労給付金とか住民が行う村づくりの活動支援金とか、自治活動費補助金とか、過疎地域等自立活動交付金事業等が実際にこの地方創生につながっていくんではないかと思うものですから、ぜひこの辺はしっかりと執行していただければいいかなと思っておりますし、そういうことをやるのが元気になっていくんではないかと思っております。今年度の宿題に地方版の総合戦略を27年度中につくれというようなのがありますので、振興計画やいろいろと踏まえた上で、ぜひこの中へは明るい未来へつながる元気な麻績村ということで楽しい夢のあるような、ああこれはというようなものも含めていただければありがたいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

具体的につきましては後の補正やいろいろでもって、もっと細かくお話をいただけるということですので、わかりました。

じゃ、3番目の第6次振興計画基本計画、実施計画、それで予算編成となって実行動を起こしているわけですので、PDCAを具体的に十分回していただいていると思っておりますけれども、ぜひその辺の意味を踏まえてですね。ご存じだと思いますけれども、Pはプランですね、計画、Dはドゥ、実行、Cはチェック、このチェックは評価とか検証というような意味だと思いますけれども、その次のAはアクションですので単なる行動でなくて改善するほうへ向けての行動というような意味ですね、改善というふうに訳されていますけれども、ということで業務執行にそれを実施されていると思っておりますけれども、先ほどちょっと

村長の中でお話しいただきましたけれども、未収納金に対する問題とか、それから現在問題が特にあるということではございませんけれども、公債費の比率の考え方等を踏まえて、決算審査、意見書や監査、要望と意見についての対応をお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私から先にお願いたいんですが、今公債費というようにお話が出たわけでございますが、いわゆる財政運営についてでございます。

実は健全な財政運営につきましてはずっと堅持しつつあるわけでございますが、そうした中で基金の積み立て等もやってきておるわけです。そして、今何が必要かと、そしてまた、今何をしなければいけないかというときが今来ておるわけですね。先ほど申し上げたわけでございますが、今しなければならぬこと、若い人たちが住んでいただけるような村づくり、そのためには子育て、それから教育、いわゆるこういった環境の整備等が必要だというお話をしたわけですね。ですから、今やらなければいけないということございまして、特に今年度の予算等につきましては、例年より多くなっているということでもありますけれども、そういったことで今公債費比率等は下がってきておりますが、ここでまた少し投資しなければいけないということでございます。それから、さらに防災関係でございますね。防災関係につきましても今やらなければいけないということでございますので、ここでまた少し借り入れ等するわけでございますが、これらにつきましては長期的な展望を持って行っておるということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それでは、3項目めにつきましては、それぞれ担当課長のほうからつけ加えさせていただきます。お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） まず、村税関連につきまして私のほうから、現況はどういう状況なのかということをご説明させていただきたいと思えます。

まず、村税の関係につきましては村民税、固定資産税、軽自動車税それぞれございます。その中で平成26年度まで繰り越した額につきましては、おおむね560万ほどございます。現在2月現在でございますけれども、収入といいますか、こちらのほうで収納させていただいた額が140万ほどということになります。率にしますと25.43%ということで、なかなか難しい方もいらっしゃると思いますので、それぞれ個別にご家庭に訪問して徴収等をお願いしておるところではございますけれども、なかなか納めていただけないということもございます。

それから、こちらの村のほうに既にもう住んでいらっしゃる方につきまして住所地等を特定しながら、こちらのほうで絶えず連絡をとり合いながら幾らかでも納入をしていただきたいというようなことで努めてはおりますが、今のところなかなか全てがうまくいっているというわけではございません。

ただ、何とか私どもとしましては、この26年度中に収納率30%を目標に今努力、各担当で努力しておるところでございます。今のところ滞納者につきましては、おおむね村内、村外合わせまして54名ほどございますが、そのうち2月時点で既に全て納めていただいた方がそのうち9名いらっしゃいます。何とか分納で継続をしていただいている方が18名ということで、合計27名の方につきましては、それぞれこちらのほうにお願いした中で納入をしていただいているというような状況ではございます。

ただ、残念ながら収納と申しますか、納入のほうがなかなか納めていただけないという方がいらっしゃいますので、県のほうの地方税の滞納整理機構への委託というような形、それから県の徴収対策室の関係がございませけれども、その連携徴収ということでやっておる方、それから差し押さえ等をやりながら実施しているところもございませ。それから、執行停止中の方もいらっしゃいますし、そのほかいろんな事情でこちらのほうで今現在検討しているという方もいらっしゃいます。

そんな状況でございまして、村税につきましては逐次収納のほうを行っていくということでご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうからは国民健康保険税の滞納整理について申し上げたいと思います。

平成26年度の滞納繰越額は現年、過年合わせて1,000万超えということございまして、過去3年連続して1,000万円を超えているというのは大変大きな課題であるというふうに認識しております。

本年度26年度どのような方針で滞納整理をさせていただいたかといいますと、3つ柱がございませ。

1つは、国民健康保険の特色でございませけれども、国民健康保険は必ず1年間有効期限のある保険証をお出しいたしております。過年度分の滞納のある方に対しましては、大変申しわけありませんけれども、期間の短い短期証に切りかえております。より多く交渉ができるようにということからございませ。

2番目といたしましては、村から滞納していらっしゃる方々へ支出金がある場合がございます。この場合につきましては、事前にチェックをいたしまして、そこから滞納金の一部をお支払いいただくように本人と事前に協議をさせていただいております。

3番目といたしましては、全ての滞納事例を細かく一応検討させていただきまして、先ほど総務課長のほうからもございましたが、処分する財産がないとか本人が行方不明といったような場合もないわけではございません。そういう場合につきましては、まず不納欠損をいきなりというわけにはいきませんので、不納欠損の前段階である執行停止処分を行っております。本年度一応全体で5件、約40万ほど、もう既に執行停止の処分を行っておりますが、現在非常に大きな約70万円ほどの方がいらっしゃいます。ただ、その方につきましては現在いろんな課題がございますので、ちょっと年度末までに間に合うかどうかわかりませんが、なるべくこら辺も法的なものも多く活用していきたいと思っています。

2月末までの徴収金額は約220万円ほど今徴収されております。25年度全体の滞納金の徴収金額に比べまして、全体としてはもう既にこの段階で2割ほど多く徴収させていただいております。平成27年度への滞納繰越分につきましては、現年度分の徴収とその今の過年度分の徴収と今見比べておまして、1,000万円は割る、つまり1,000万超えはもう平成27年度への滞納繰り越しについてはないというふうに踏んでおります。

今年度、まだ年度末に向けての期間がございますので、さらに一層努力をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから別荘地内の滞納整理についてご説明を申し上げます。

平成26年度の滞納繰越金でございますけれども、現年、過年合わせまして2,793万6,000円の滞納繰越金がございます。平成23年度からですと年に数十万円程度の増加をしているところでございます。

滞納整理につきましてでございますが、現年度分の滞納につきましては早期にお支払いをいただくように文書、それから電話等でのお願いをしておりますし、それから、過年度分の滞納の方につきましては年3回から4回、東京方面ですとか中京のほうへ滞納整理に赴いて、直接お会いして支払いの意思の確認等を行っております。今年度でございますけれども19件の方、19人の方にお会いを予定しておまして、そのうちお会いできたのが10件ということ

でございます。内容的には、更新の意思がないので解除をしたい、それから全額お支払いするという形の中で回答いただいているところでございます。

それから、地代の支払いの意思がなく建物がない場合にあっては、解除の申し出を受けた場合その登記の抹消及び不納欠損処理ということで、手続の措置をとっていきたいと思っています。

それから、35年の期間満了を迎えた地権者に対しまして更新事務を順次進めているわけでございますけれども、更新の意思を示さないにもかかわらず、地権者のほうから何も回答をいただかないというようなものにつきましては、訴訟提起をするなどしまして権利抹消の法的行為を行う処理を進めて、滞納整理。滞納額がこれ以上ふえないというような方法をとっていきたいということで、あわせて努力をしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、公債費の関係につきましてお答えしたいと思います。

平成25年度につきましては実質公債費比率9.0ということで、平成21年度が16.2ということでございましたので徐々に改善はされてきております。ただ、今後地域創生という国の文言ではございませんけれども、村が以前から取り組んでおります村の活性化のためというこの事業の中で、やはりハード事業につきましてはどうしても欠かせないということもございまして、起債の借り入れにつきましては、今年といいますか平成27年度の起債の借り入れにつきましても増額ということになります。この関係につきましては償還が3年据え置きということになりますので、27年に借り入れということになりますと28、29、30は利息のみの支払いという形になりますので、実質は31年度からというような償還になろうかと思えます。今後27、28にかけまして若者定住促進住宅の関係が、建設が進んでいくということで、当然起債のほうもその分も借り入れをしていくということで、若干ですけれども公債費比率につきましては若干ですが上がるかなというような見込みはあります。

ただ、先ほど村長が申し上げましたとおり健全財政を維持していくという前提のもとでは、こちらの財政サイドとしましてはそういう状況を見ながら起債の兼ね合い等を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 細かくご説明いただきましたけれども、健全化比率とか資金不足比率、

審査意見書等踏まえても早期健全化基準、それから財政再生基準等を踏まえても全然問題のある数字だから言っているわけではございません。考え方として、こういう部分の動きがあるということ踏まえた上で、ぜひ有効に使っていただく。ただ、無防備でもいけませんので、その意味で質問いたしました。早期健全化基準では25%ですし、財政再生では35%ですので、9%、それから今年度9.2%、一番高くても16.2%ということですので特に問題があるということではなく、絶えずそういう目を光らせながらやっていただきたいというのを踏まえて言いました。

それと、業務執行率についてのいろいろな帳票もあったかと思いますが、私は業務執行率については特に問題ないかと思います。ぜひ有効に使っていただくなら、その目的を達成したならば、なるべくできるだけ少ない予算で100%達成していただければいいわけでございますので、是非そんな意味でお願いいたします。

あわせて役場の財産管理やいろいろについてのちょっと話があったかと思いますが、固定資産台帳データを今年から作成して、29年度には全部役場の固定資産については台帳化、データ化されるというようなことも聞いておりますので、ぜひそんなことを続けていただければと思います。

未収納金問題は、国規模では1年間に1.4兆円、それから累積が6.2兆円というような話でしたね。ということは、消費税を上げても半分ぐらいはここで食ってしまうというようなこと。それから、時効が税は5年で社会福祉については2年というようなことで、実際に公正、公平を考えてみんなが努力しているのにそこから網のように漏れてしまうということになると問題がある。ですから、収納は収納でしっかりしていただいて、社会保障、教育とか給付は給付でしっかり受けていただくということをメリハリをつけてやっていただきたい。あらゆる努力をしながら未収納についての対策はやっておられるということはわかりましたけれども、是非そんな意味でこれからも続けていただきたいと思います。

それから、次に、業務改善についてもいろいろやっていただいているかと思いますが、役所目線だけでなしに村民の目線に立って、絶えずそんな意味でPDCAを回していただければありがたいと思います。

以上踏まえて、1番の平成27年度主要事項についての質問は終わります。

2番の村民との協働の村づくりについてお聞きしたいと思います。

前々からお話を聞いておりますけれども、村民がどんなときでも困ったとき近くに相談者がいないときには、ぜひ一報はまず役場にさせていただきたいということで、そういうお話を

していただいております。ですから、役場へ連絡すればそれなりの対応をしていただけるということで実施していただいておりますけれども、実際にこの対応をしていただいたことがどんな役になっているのかなと具体的にお聞きしたいと思います。これは組織的な心配事相談とか行政相談等じゃなくて、ここ役場へ来て窓口で、ちょっとこんな心配事があったんだとかこんな問題があるんだとか、それから電話による申し出とか、それから現場へ出向したときの職員への質問やいろいろも含めて、どんなふうにそういう質問やいろいろについて処理されたりオーソライズされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 最初に、私のほうから答えさせていただきます。

村民の方々からはさまざまなご意見、ご要望、苦情あるいはお悩み、こういったものが役場窓口あるいは担当者等に寄せられておるわけでありまして、これらの対応につきましては、個々に対応できるものは個々に行いますが、ほとんどが横の連携をとりつつ、そしてしかもその都度、その都度対応して解決、そして完結に向かうよう努めておるところであります。また、時間の要する事案、こういったものもあるわけですが、これは当事者との連携をとりながら解決に努めているということでございます。

また、県・国、村ではなくて県・国等に係るものがあるわけですが、こういったものにつきましては連携をとりながら、県にお任せするだけではなくて村も間に入りまして解決完結に向かうように努めておるわけでございます。

特にこういった事案は振興課関係あるいは住民課関係に多いわけですが、具体的な内容につきましてそれぞれの課長から少し補足をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから若干補足をさせていただきますけれども、振興関係につきましても村民の皆様からいろんなご意見、ご要望、ご相談が多々ございます。そんなことですが、その場でご相談させていただいたり、ご説明させていただいて、解決できるものについては特に記録はしてございませんけれども、ほかの課の関係、また県・国との関係、またちょっと時間的に要するものにつきましては、関係機関と情報を共有しながら今現在進めているような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから少し具体的な話をさせていただきたい
と思います。

ご存じのとおり、福祉関係につきましては常に社会福祉協議会等と連携をとったりして、
また、県・国等との連携も大変大事ですが、いわゆる役場の横のつながりというものも非常
に大切でございます。実は先だっても私どものほうで福祉関係の方々でどうしても住宅が欲
しいというような方がございまして、そこら辺につきましては振興課のほうの住宅の担当及
び課長のほうと相談をさせていただきまして大変いい結果を得ることができました。

それから、あわせまして、災害時のときに少し災害的に高齢者の方々の暮らしの中で少し
危ないようなお宅があった場合につきましても、他課連携が大変よくできたものではないか
というふうに思っております。幾つかそういう事例がございますので、少し代表的な事例を
2件ほど今述べさせていただきます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 特に問題になるようなことがあったわけではございませんけれども、
村民目線としてそんなような形でやっていただければありがたいと思いますし、同じ村民と
対応しているわけでございますので、役場職員がぜひ知っていただいて、あそこでここ
で、あっちはこうでこっちはこうだというようなことがあってはいけないものですからお話
をいただいたんですけれども、これについては、共有化は比較的1フロアで声を出せばつな
がってしまうところですのでいいかと思えますけれども、昔からよく言われますね、よく対
応できた実例は、いい情報が上へ上がりますけれども悪い情報が上がらない、悪い情報とい
うか1人で困った情報がなかなか上げにくい、上げづらい、そういうふうに職員がなるのが
当たり前かと思うし、私自身もそうだったんですけれども、そんなものを踏まえて何かこれ
に対するルールというような、マニュアルというような、そんなものはあるのかどうかお聞
きしたいんですが。

○議長（尾岸健史君） 副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 事務的なことでございますので私のほうからお答えをしたいと思
いますけれども、今おっしゃられるとおり、村民の皆さん方が困っていること、あるいは災害
等の発生するときというような対応でございますけれども、災害等の発生につきましては一応
マニュアルというような形の中でどういう対応をするか、村民のためにどれだけ早く的確な
処理をするかというようなことにつきましては、私どもマニュアルというような形の中で

日々そういったものを踏襲しているところでございます。

また、日々のいろんな村民の皆さん方からお寄せいただく困っていること等事案につきましては、それぞれ横の連携を密にする中で、やはり1課ではなくて全体の課で対応を図る中で、その村民の皆さん方の苦情に対して的確なる処理を進めているというのが実情でございます。

そんなようなことで、今職員一丸となって村民の皆さん方が住みよい、安心・安全な村づくりに向けてというようなことで取り組んでいるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 是非ガラス張りとか見通しのよい、風通しのよい職場だと思えますけれども、是非そんなことで努力をしていただければと思います。困ったときには村民がここへ電話しますので、そのときに担当者が困っちゃったじゃ意味がありませんので、是非そういう意味でルール化されたものがあったり、このものはこうだよと、それから少なくとも担当者だけでなしに課長。村長まで行くのは無理かもしれないけれども、課長は大体知っているというようなふうにお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

近くは雪かきとか農業後継者とか、先ほど言った住宅とかいろいろな問題であったんではないかと思えます。それから、昨年とか今年度まだ26年度ですので、今年度の健康保険料の値上げについての問い合わせとか、27年度、介護保険の問題がありますとか、こういう問題は非常に言いにくいし、また、心の中には持っているかと思えますので、是非丁寧な、親切な説明をお願ひしたいと思います。それとあわせて番号制度についても関心が村民はあるかと思えますけれどもなかなか難しい問題がありますので、そんな意味で国からの情報が是非村民に伝わるようにお願ひしたいと思います。

それから、各種給付やいろいろにつきましては、個人申請がもとです。配ってやる、どうぞというわけじゃありませんね。だから、そういう面で基本的に難しいかもしれませんが、村民の状況を是非つかんで親切に対応していただければと思いますので、その辺も考えていただければと思います。

まだちょっと時間がありますけれども、特にありませんので。

最後に、近隣の行政箇所とか、職員の不祥事問題が報道されました。業務執行には報・連・相と昔から言葉で言われますけれども、報告・連絡・相談がうんと大切だと思います。報・連・相をしっかりつなげるような形でポパイのような元気な明るいそんな職場にし

ていただきたいと思ひますし、1人で悩むことは絶対いけないと思ひますので、グループで対応していただければそれなりの対応ができるかと思ひますので、職場としては麻績村として一番元気な、村が元気になるときは役所が一番元気にならなならんですし、ここで働いている人が一番元気にならないと思ひますので、病院へ行ってお話するじゃなくて役場へ行って話ができる、役場へ行けばみんな年寄りがおるなんていうような、余り邪魔になっても困るかもしれませんけれども、役場へ行けば元気になるというような職場になることを希望しまして、私の質問は終わります。

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問が終了しました。

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、7番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

坂口議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） さきに通告いたしました質問事項、麻績村の将来展望と地域創生の取り組みについてです。

日本の人口問題に危機感を感じた政府が安倍政権のもと昨年12月決定した5カ年計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、急遽全国の地方が国家支援を活用しながら少子・高齢化問題を緩和させるためにクローズアップされています。しかし、当村においては少子高齢化問題は国より10年前から危機感を覚え、その対策の取り組みをしてきたと思ひます。

そこで、麻績村独自の長期計画に基づく将来展望と地域の創生力について、質問要旨に従い、自席に戻り一問一答方式で順次質問させていただきます。

それでは、要旨1です。

冒頭でも申し上げましたように、国ではここに来て地方創生を考えていますが、麻績村では10年早く少子・高齢化問題は施策としていました。従来村が進めてきました行政施策と村の人口減少の原因をどのように分析していますか、村長にまず伺います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えをさせていただきますが、1つのご質問ということで全体につ

いてお答えしてよろしいでしょうか。

それでは、項目が5つございますが、それぞれ答えさせていただきたいと思います。

麻績村の将来展望と地域創生についての取り組みということのご質問でございますが、まず、人口関係についてでございますが、日本の総人口、これは2010年の国勢調査によりますと1億2,805万7,352人ということでありまして、2005年調査よりも28万9,358人がふえたということが言われております。そして、2014年の人口推定でございますが、これは1億2,729万8,000人ということございまして、前年比と比べますと21万7,000人、すなわち0.17%減少したということございまして、いよいよ減少の時代に入ったということが言えるのではないかなと思っております。

こうした人口減少は今後も進むということでございまして、国立社会保障・人口問題研究所、ここが公表しました日本の将来推計人口、これによりますと2020年には1億2,410万人に、そしてさらに2030年には1億1,661万8,000人、さらにその向こうの2040年には1億727万6,000人になる、そしてさらに2050年には1億人を割り込むと、こういったことが推計されているということでございます。そして、この人口減少というのは地方で先行しております、大都市圏ではゆっくり進むということになっております。

こうした状況の要因につきまして幾つかあるわけでございますが、一番は地方では若者の転出が多く、そして大都市では転入定住者、こういったものが多いということが言えるのではないかなということでもあります。

そして、地方の多くの道県では合計特殊出生率、こういったものがあるわけでございますが、この合計特殊出生率、これは全国平均よりも高いわけでございますが人口減少がしているということでもあります。この減少は、地方の人口減少は若者が大都市へ流出しているということになるのではないかなということでもあります。

我が麻績村もこの例外ではないと考えておるわけでありまして。人口減少や少子高齢化の進行を迎える施策、また人口減少社会の到来に備えての施策、今日国家的な課題となっており国では新たな地方創生事業、これによって解決の方向を探ろうということになっておるわけでありまして。麻績村では、人口減少や少子高齢化は既に先行しております、これに対処する施策を既に展開しておるわけでございますが、今後も麻績村創生戦略、こういったものを定め、そして力強く進めていく必要があるというふうに考えております。

そして、6番議員のご質問に対しましてもお答えしたわけでございますが、このためには具体的な施策として若者定住促進に向けての賃貸住宅の建設、子育て支援の充実、教育環境

の向上、そして安心・安全の村づくり、都市との交流促進など、そうしたものをさらに進めていくということであります。そしてまた、高齢化、人口減少社会の到来に備えて村民の健康維持、介護予防、こういった安心・安全の村づくり、こういったものにも力を入れていかなければいけないなど、こう考えておるわけであります。

そのためには、ご提案されております村内の人材活用、こういったことも進めていかなければならないなど、こう考えておるわけですが、麻績村ではすぐれた能力をお持ちの方が大勢いらっしゃる、いろんな分野にいらっしゃるということは本当にありがたく思っておるわけですが、文化、芸術、教育、産業、社会活動など幅広い分野において村内外で活躍をされておりますし、村の発展にも多大なお力を賜っておるわけであります。新たに村内に移住された方、この方々もそれぞれの地域になじんで地域づくりに大きく貢献されておるといってございまして、このことは皆さんが誇りに思っただけのことだと、こう思っておるわけですが、今後、こうした方々のご協力を賜りながら村の発展を目指していきたいと、こう考えております。

また、村外にも麻績村にゆかりのある方、特別な知識経験あるいはすぐれた識見等をお持ちの方も大勢いらっしゃるわけがございまして、今後こうした方々のお力をおかりできるような新たな「麻績村ふるさと大使制度」、こんなものを検討していきたいと考えておるわけがございまして。

人口問題につきましては、現在、5年後、10年後、それぞれこれからどうなっていくかという中でこれらに対する施策等が重要なわけがございまして、現在行政で実施しているそれぞれの事業が将来を見据えての事業であるというふうに私は考えておるわけがございまして、今後も明日につながる元気な麻績村を目指していきたいと、こう考えておるわけがございまして。

あと、村外からの転入者に永住してもらえる施策、それから村内女性パワーについては、ちょっと内容が異なるかと思っておりますので、まず、この辺まで答えさせていただきました。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 当初に申し上げましたように、一問一答ということで内容をできるだけ詳しく伺いたいものですからそういう考えを示したんですけれども、今総体的に村長のほうから人口問題に関しても答弁をいただきました。私のほうで通告してある一つ一つの内容についてももう少し詳しく答弁をお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

まず、1番の要旨1についての人口減少の原因というところを今村長の答弁から伺います

と、やはり若者が都会へ流出している、それが一番の原因というように解釈してよろしいでしょうか。

そうすると、逆にじゃ今度若者を麻績村へどうやって呼び込むかということで、その戦略として麻績村が考えていること、村から若者がどんどん都会へ出ていってしまう、しかし逆に言うと今麻績村へ呼び込む施策を確かにとっています。ただ、麻績村から出ている若者が出ていく原因、または呼び込み方としてはどのように考えているか、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 全国共通の課題、若者が流出しているという課題につきましても麻績村も同じような現象だということで考えておるわけでございます。そうしたことで、魅力ある村づくりを進めていくということ、それから若い人たちがIターン、Uターン、Jターン等でこの麻績村へ来ていただく、そんな政策をいろいろな面で今やっておるわけでございます。ですから、子育て事業につきましてもそうでございますし、それから教育環境の整備、こういったことにつきましてもこれらの一環ということで行っておるということでございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、趣旨はわかりました。要旨2に移ります。

村内人材の活用の工夫ということについてですけれども、保健師の話によりますと麻績村の高齢化率は高い、また、しかし健康寿命年齢も高く、それから介護保険利用者の平均年齢も高く、ともに80歳を超えていると聞いています。これを返しますと自立の高齢者が多いということになると思います。

去る2月16日付信毎の報道によりますと、地域を元気づけるためには住民参加の地域づくりが必要だと答えた人は90.3%、地元のまちづくりや地域づくりの活動に参加したいと答えた人は67.9%、また、別の記事では高齢者の声として、今まで働くこと、子育て等で時間的余裕がなかったが、第一線から退き子供たちも独立してくると、今度は自分の健康に気をつけながら余生を社会へ恩返ししたい、それを生きがいにしたいと答えている年配者が多いと聞いています。

このことから、村内にも同じ考えを持っている方が大勢いると思います。地域に還元してもらえないことはないか、もう少し村民の方々のアンケートをとったらどうでしょうか。そし

て、地域の中で活動してもらえらる範囲について協力してもらおう。この需要と供給のコーディネートがうまくできれば、村長が掲げている協働の村づくりが可能になると思います。この協働の村づくりのための具体的な人材活用をどのように考えていますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 村内には本当にすぐれた能力をお持ちの方が本当に多くいらっしゃる、そしてまた多くの分野で活躍していただいております、本当に現在感謝しておるわけでございます。文化、芸術、教育、産業、社会活動、いろいろな部門でご活躍いただいております。そしてまた、新たに村内に入られた方々もいろいろな分野で地域に馴染んで、そして地域活動に今お力添えを賜っておるということでございまして、今後もうこうしたそれぞれの活動に支援をしていきたいなと、こう思っております。

そして、新たにアンケートをとるといふようなことにつきましては、ご質問の趣旨がちょっと不明なわけでございますが、現在でも活動していただいている方、大勢いらっしゃいます。そうした活動を行政としては後押ししていくということに今力を入れておるといふことでございます。そして、ともに村も中に入って一緒にそういった活動を盛り上げていくと、こんなことにも力を入れておるわけでありまして。そして、さらに今村では地域おこし協力隊あるいは緑のふるさと協力隊、地域支援員、こういった力もかりながら、そういった皆さんとともに元気な村をつくっていこうということを進めておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 私の質問の内容がちょっと不明確でいけなかったんですけども、アンケートというのは、今申し上げましたように、元気老人の方々の力の中でできる範囲のものは幾つか項目、たくさん挙げまして、折々のところで年配者の集まられたところで個々にこんなことだったら、こういう項目のことだったら協力できるよ、これは協力できるよというようなことがもう少し具体的に村のほうがかッチできれば、そのものに対しての協力を村民から得るといふことです。例えば、年配の女性の方でもそんなに力を要さなくても集団で行えばできる内容のものがあるかと思っております。

最近、実はサンライフのほうの洗濯物たたみについても非常に協力者が減ってきた、ボランティアが減っております。ですけれども、一人一人の能力を考えると、もう少し麻績村の中にもそういう年配の方で協力していただける力を持っている方がいるんじゃないかなと思いますし、逆に言うと、男性の方でもお家にいらっしゃってもこういうことだったらできる

かもしれないという項目がたくさんあると思いますので、そういう小さな項目を幾つか挙げて協力してもらえらる範囲についての協力をお願いするということで、まだ私がアンケートの項目を具体的に今設定しているわけではありませんけれども、先ほども申しあげましたように、高齢者の健康、元気老人のパワーをどのようにかり出すかという工夫を、そういう方法でやったらどうかということをお考えなさいです。

それでないと、村の方々に協力を得るということが、今確かに村民の方で協力してもらっている方が大勢いらっしゃるけれども、一部の方々に、その方々がもっと5年、10年後になればますます力が落ちていくかと思っておりますので、そのことで申しあげました。で、コーディネーターができればということですので、それでは私のほうでこれは課題として残したいと思っております。

それから、今の返しで人材活用の件ですけれども、移住者が多いと聞いています。新たな土地での暮らしを選んだ方々、移住してきた方々の考えは非常に行動的で新しい発想を持っていると聞いておりますので、現在、麻績村に近年村外から移住された世帯数、それから世帯主年代層、家族構成はどんなふうになっていますか。それから、空き家情報を利用して移住された方、それから土地を購入して住宅をつくられた方、そういう方々の状況を少し提供していただきたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、私の手元にあります資料、数字でまずお願いをしたいかなというふうに思っています。坂口議員の質問されました趣旨に沿えるかどうか、ちょっと幾分わからない点がございまして、そのことでお願いをしたいかなというふうに思っています。

まず、空き家の利用ということについて22年度から登録制といいますか、どなたかが空き家に入りたいたいんだということで受け付けを始めました。その登録者数、全部で66件を受け付けました。現在この残っている方が51件ほどございまして、ほとんどが県外の方でございまして、今空き家についてホームページで公開しているのが5軒かなというふうに思っています。うち3軒はただ別荘の方からの依頼で載せているものでありますので、実質、村内で空き家ということで登録したのは2軒かなというふうに思っております。

推進課ではホームページで公開している物件について希望者が、いわゆる登録者から家主さんを紹介してほしいというような問い合わせがあったときに、その家主さんのほうに問い

合わせをするというような動きになっております。これ以上やっていきますと、いわゆる他人の物件を動かすことになってきますので、いわゆる宅建業法等にも絡んでまいりますので紹介をするというのみとなっております。

また、実際に住まわれている方でも住民票を移して居住しているかどうか、ちょっとわからない部分が非常にあります。なぜならば、私の実は知り合いでこちらに住んでいるという方もいらっしゃるんですが、ホームページ、いわゆるホームページを開いて空き家情報を見て直接いろんなところで探したのかなというふうに思います。その家主さんに直接お話しされて住まわれているというような方がいらっしゃいます。ですので、そういうものについては数字等ちょっと把握できない部分もございます。

なぜ麻績村にというような質問でさせていただきましたが、単に農業をやってみたかったと、ですので移住といいますか、ここに麻績村に来て住みたいから来たというものじゃなくて、農業をやりたいと、たまたまその物件を探したというようなことでいらっしゃる方もおります。ですので、今現在大家さんの農地を借りて農業をやったりということもしておりますけれども、実際のところは住民票を移しておりませんので、いわゆる住民課の数値に反映も全くされておられません。

また、たまたま出ていった人の事例なんですが、私のほうにいろんな悩み事で相談がありまして、実は出ることになりましたというような問い合わせがありました。その方、家族で転出されたわけでありましてけれども、これがいわゆる住民登録して空き家のほうから入ってきて、その方が出ていったという、この動きというのが非常につかみにくい部分があります。ですので、わかる数字につきましては、そんなことでお願いをしたいかなというふうに思います。

土地を購入ということになりますと、いわゆる税務のほうで土地が実際動いたかどうかという部分が出てまいります。ですので、その辺についても登録者が物件を買ったのかどうかということは全く把握できない部分があります。その辺のところをご理解いただきたいかなと思います。

これ以上はいろいろなことでプライバシーの問題もかかわってまいりますので、この辺までとさせていただきますというふうに思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ちょっと伺いたかったのは、麻績村に魅力を感じて転入された方の中

に、非常に麻績村のよさをどのように有効活用して、そして麻績村の活性化につながっているか、そういう事例がどのくらいあって、今後もそういう事例がふえていくかどうかということ伺いたかったのです。今の課長の答弁の中にも件数としては何件かあるようですし、逆に言うとこれから地域みんなで転入された方々を支えながら、村の活性化につなげていただければいいかなと思います。幾つか質問してありますので、次へ移らせていただきます。

要旨3は、先ほども村長の答弁の中に一部入りましたけれども、今後の人口問題、麻績村の場合も、さっき村長もちょっと数字的なもの言われましたけれども、私も国立社会保障・人口問題研究所のほうからの数字を引っ張りましてちょっと参考にしました。この10年後には年少、子供たちですね、年少人口は160人、6.9%、それから生産年齢は45.8%、減少で1,060人、また高齢人口は47.3%、1,095人となっております。

このことから、今先ほどの6番議員の地方創生の中にも出ておりましたけれども、全国では自分のところへどういう施策で人口を呼び込むかということで非常に積極的になっているところがあると思います。保育料、医療費、子育て支援金、それから出産祝い金、または子育て環境、通学費、そのほかいろいろやはり魅力的な村の施策が表へ出てこないといけないと思いますので、今後先行投資の部分でできることが何があるかということを考えながら村のほうでは行っていただきたいと思います。

その一つに県の教育委員会から示されています特別な配慮を必要とする子供、若者の支援のあり方について、村の教育方針として今後どのように継続されているか、ひとつ伺いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） じゃ、まず先に私のほうから答えさせていただきます。

先ほどのつけ加えでございますが、5年後、10年後、これからの時代を見据えての村のあり方ということでございますが、実は今住民課長のほうでもまた細かく話をしてもらえばよろしいかと思うんですが、近年5年間の、すなわち平成22年から平成26年までの5年間における具体的な麻績村における転入者といいますか転入世帯、これ数字的に申し上げますと、この5年間で麻績村に124世帯、355人が入っておるといことなんです。実はこの数字というのは大変多くなっております。これは若者定住促進の関係のこの一連の事業、これによるものということで、事業開始の23年から、これ急にふえておるわけですね。その実は内容はどうなっているかということ、世帯主の世代でございますがほとんどが30代、20代なんです

ね。この30代と20代が多いということで全体の半分を占めているんですね、いわゆる世帯数としてですね。62世帯が30代、20代ということなんです。

ですから、こういった若い人たちを今呼び込む施策というものに力を入れてやっているということを何回か申し上げさせていただいておるわけですが、実は5年後、10年後、これを見据えたときに若い人に入っていたかなければ、10年後、20年後にどうなのかということなんです。ですから、今若い人たちの定住に力を入れているというのは、その辺にあるわけですね。それで、今30代、20代といっても、この方が10年たつとそれぞれ40代とかあるいは30になるわけですね。ですから、こういったことに力を入れなければいけないということで、子育てでありますとか教育環境ということでやっておるわけがあります。

そして、今具体的に支援を必要とされるお子様ということでございますが、特にこれにつきまして麻績村は少し先行して、本来であれば特殊な学校へ行かなければいけない、特別な学校へ行かなければいけないということなんです。村独自で始めるとか、それから支援教室に加配、いわゆる加配ですね、スタッフの加配、こういったことについても積極的に今進めてきておるということであるわけがあります。子育てということが若い人たちが住むための今条件となっておるわけですね、子育てがどうか。こんなことにもこれから力を入れていきたいと、そんなふうに思っておるわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから若干補足でございますが、内容につきましては今村長が申し上げたとおりでございます。県も力を入れるということになると、県は加配をつけてくると、そういう中でご利用させていただく中で、村としても村費を入れる中でしっかり対応していきたいということで現在行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ぜひですね、これは一つの麻績村の学校教育やら学校教育環境の整備の上でも麻績村の一つの特徴として、やはり麻績村はそういう支援を要する子供さんもみんな受け入れていると、そして学校教育を充実させているということ、ぜひ今後も継続していただけるというお答えを聞きましたので、それは力強く思っていますから、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、次に、今のちょっと先行投資という件で1つ伺います。

これは村内の方からの声で、今特に除雪の時期になっておりますので、その声が強いかな

と思っておりますけれども、除雪機の補助、今だんだん年齢が高くなってきますので非常に除雪については苦慮しているということで除雪機の購入の補助、もう少し緩やかに補助していただければありがたいかなということですし、それから急峻なカーブや坂道が多いものですから、そこにはカーブのところかどこかに自動散布機ですかね、塩カルの、そういうものを設置するようなことが村ではできないかということで、今区長さんをしていらっしゃる方々が心配していらっしゃいますので、ちょっとその補助についてのお答えをお願いしたい。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから除雪機の購入補助の関係、あと融雪散布剤の設置について若干補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、除雪機の補助でございます。

これにつきましては、地区の皆さんから数多くご相談をお受けしておる状況でございます。そんな中で、地域で共有をしたり使用規定をつくっていただくというようなことを条件に、今現在土木費の中の補助項目の中で対応をさせていただいております。その中で、今現在除雪機につきましては上限17万3,000円を限度に100%補助というようなことで行っております。

また、規模の大きなものにつきましては、広報等でもちょっと若干お知らせをさせていただいておりますけれども、自治総合センターの助成金ですとか県の補助金等もありますので、そんなこともお話しさせていただきながら、地域にどんなものが合うのかということの中でご選択いただいているというような状況でございます。

融雪剤の自動散布機につきましては、今までも調査、検討した経過はございます。ただ、自動散布機については時間帯と設定温度によって散布をするというようなシステムになっていまして、バッテリー、電気がとれないところについてはバッテリーで動かすというようなものでございます。設置費用に数百万かかって、さらに補充ですとかバッテリー交換も必要になってくるということ、それと時間と温度によって散布になりますので、ほぼ毎日散布になるというような状況が出てこようかと思っております。

そんな中で、村内には同じようなところがたくさんあるということで、これに全部というのは難しいんじゃないかなということ。また、自動散布機については山間部ですとか橋梁、トンネルというような人家、農地が余りないところが多くなっております。自動散布機による塩害ですとかそのような心配もありますので、ちょっと慎重に対応しなければいけないか

など。また、散布の効果が余り長い延長ができないというようなこともありますので、部分的な効果ということになってきますので、そのような課題が多くありますので今現在は難しいであろうということで考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、その除雪機の補助については、今いい策もあるようですので、今までもどこかで報道されているかなと思いますけれども、時期が時期だけに、また折を見てそういう情報を村民の方に流していただきたいと思います。

それでは、次に、要旨4ですけれども、先ほどの3のところにもちょっとかかってきますけれども、村外からの転入者に永住してもらえる対策はということです。自家用農園の無料提供だとか、それから野菜づくりを地域の住民の人たちが支える仕組みだとか、それからJ、U、Iターンがしやすい条件等も若者も年配者も研究する、そういうプロジェクトをつくって研究していくというようなことはありますか。今後永住していただけるという施策をとるために。3番ともちょっと絡んできますけれども、よろしくお願いします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、村外からの転入者に永住してもらうための対策ということでございますが、人口減少を抑制していくには転出者を減らして転入者をふやしていく、そして人口の定着を図っていくということに尽きるわけですが、そのことに向けまして今若者定住施策とあわせて魅力ある村づくりを幅広く進めておるわけでありまして。

また、今後は国の地方都市圏構想でも示されております定住自立圏域、こういった考えに基づき村づくりを進めていくことも必要であるということであるわけでありまして。すなわち、中心となる市と周辺市町村が連携をしてそれぞれの役割分担を果たしていくと、そうすることによって住民生活に必要な都市機能を確保していくということであるわけでありまして。

麻績村の位置というのは松本市、長野市、上田市、大町市、安曇野市、千曲市に囲まれて交通網や自然環境に恵まれた地域であるわけですが、定住自立圏域においてどのような役割を分担して、そして圏域全体の発展に結びつけていくか、これは今後の課題だと、こう考えております。これを果たすことによって麻績村もともに人口が減少していくのを抑えていくということにつながるのではないかなと、こう思っております。

そして、転入者の永住のみならず皆さんがここに長く住んでいただくという、そういうことを思っただけの村づくりをこれからしていかなければいけない。そしてまた、既に地

域や団体、個人などの住民が主体となった都市との交流ですね、これは農業交流でありますとか、それからさらには最近は大学生との伝統芸能の保存、こういった交流も進んでいるところがございますし、それから文化交流などのプロジェクトが具体的にもう始まっているわけですね、幾つか始まっております。

今後こうした事業が広がっていく、そしてまたこれが定着していくような支援をしていきたいと、こう考えておるわけでありませう。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 大きな問題だと思います。村の中の若者とそれから年配者、一緒に研究するプロジェクトは具体的には今まだつくられている方針はないということですね。しかし、今後検討していくという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 定住に向けてということでございますが、これは全ての事業が定住に向けて今行っているわけでありませうが、やはり地域に魅力を感じる、あるいは地域の資源を活用していろんな活性化事業が進められるということでございますが、もう既にこの地域資源である農地あるいは農業を活用してのプロジェクトが進んでおりますね。それから、さらに大学生との伝統芸能、こういったものも保存していこうと、こんなことも今始まっている地域もございませう。それぞれ住民レベルで始まっておりますね。こういったプロジェクトが今始まっているわけでございますが、こういったものもより活性化するように、元気になっていくように、今村はいろんな面で支援をしているわけでございますが、今後もさらに支援をしていきたい、それからまた、こういった広がりがあるようなことを進めていきたいと、こう考えておるわけですね。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、次の要旨5に移ります。

村内女性の力とパワー、幅広い年代層が交流できる活用力の対策が必要と考えませうが、その際の行政支援はについてです。

麻績村には行政の女性幹部職員が少ないです、現在。女性課長は1人だけです。しかし、国でも女性の活用を重要視してございませう。今後村内の女性の力をかりるためには個人や少数の仲間では限界があります。平成14年に住民と役場職員と一緒に専門の先生の指導をいただいて村づくりのワークショップを行い、村づくり会議というものが立ち上がりました、そのと

きには。当時の組織と活動は今でも継続されているものがあります。例えば、善光寺街道、魚のつかみどり、それから麻績宿の清掃、はらぺこあおむしの読み聞かせ等、このように当時から住民の力を活用しながら今日に至っているものがありますので、今後もこういう取り組みを積極的に行うべきと考えております。

そこで、行政側からは経験豊かな副村長が核になりまして男性のパワーを、女性のほうは私も立場がありますし女性とのコミュニケーションは比較的とりやすくなっておりますから、平成14年のときのような、そういう住民と役場職員が一体になって村づくりができるような施策を考えているんですけども、この考えに副村長はいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） じゃ、まず、私のほうから先に答えさせていただきたいと思うわけですが、元気な村づくりには年代や性別を超えた交流、さらには広い地域の交流が大切であると、こう思っております。

村内では今子育て、それから伝統文化の保全、それから環境保全、それから地域活動など多くの場面で年代、それから性別を超えての行動が行われておるわけでありまして、村づくりの大きな活力になっているということで、感謝申し上げるわけですが、今後もこうした活動がさらに活発化してほしいと、こう思っておるわけですが。

そして、先ほど、いろいろな力ということでございますが、女性パワー、それから老人パワー、若者パワー、あるいは団塊の世代のパワー、いろいろあるわけですが、元気な村づくりに向けてそれぞれの自発的な活動、こういったものに対しましては今後も引き続いて支援をしていきたいと、そして、皆さんが元気になっていただくことを応援していきたいと、こう思っておるわけです。

それから、さらに何々だけ、誰々だけということではなくて、先ほどから申し上げているように、世代を超え、そしてまた性別を超えての活動というものが大事であるなど、こう思っておるわけですが。

それから、村役場、これ行政において女性幹部が少ないとのご指摘をいただいたわけですが、人事につきましては現在性別を問わず適材適所、本人の能力を長が判断してそれぞれ配属しているということでございますので、ご理解をいただきたいと、こう思っております。

私からは、以上です。

○議長（尾岸健史君） 副村長。

○副村長（塚原勝幸君） それでは、つけ加えまして私のほうからご答弁させていただくわけ
でございますけれども、まず要旨の中に2点の質問があらうかと思ひます。

まず、1つの関係でございますけれども、役場の今現状等でございますけれども、役場の
正規職員につきましては今48名ということで今運営をされているわけでございます。内訳に
つきましては、男性が31人、女性が17人ということで、女性の占める割合というのが35%
というようなことにならうかと思ひます。また、係長以上の管理職につきましては、係長が
11名中2名、また課長職が9名中2名というようなことで、比率は大体20%ぐらひかなとい
うようなことでございます。ちなみに県等と比較しますと、県の行政職におきましては女性
の占める割合が大体21%、それから係長以上の管理職につきましては女性の占める割合が約
11%というような形でございます。現在の役場におきましては、事務の処理の内容からして
ある程度適正な環境の職場ではないかなと思ひているところでございます。

管理職等につきましては今村長のほうからも答弁ございましたけれども、責任ある職務への
起用につきましては管理職として部下を指導し、活力ある村づくりに向けて創意工夫を持っ
て企画力、あるいは実行力、そして業務に邁進していただく熱意ある職員であれば男女の隔
たりはないと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

職務につきましても、今後一般職の事務につきましては、可能であれば女性職員にも職務
全般にわたって今後携わっていただくというような形の中で今後考えていきたいと思ひてい
るところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、もう一点でございますけれども、活力ある村づくりに向けて村民の皆様方や各種団
体の皆さんには骨身の惜しみない取り組みをいただいておりますし、また、ボランティア等
にも積極的に参加していただいているところには感謝を申し上げるところでございます。

少子・高齢化が進む中におきましては、そこに住む村民が誇れる村づくりを進めていかな
ければならないと思ひておりますし、坂口議員さんが言われるとおり、活力ある村づくりに
向けて今、あさつゆとかおやきの会等の産業おこしや、また、善光寺街道を歩く旅、あるい
は魚のつかみどりなどソフトの面でも活発に今活動がされているところではないかと思ひま
す。

行政主体的な活動ではなく村民の皆さん方による主体的な地域産業おこしや村の活性化に
向けた各種取り組みには、行政としてもこれ最大限に支援をできればと考えているところで
ございますし、また、私もできることはできるだけ参加して協力させていただきたいと思っ
ているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、坂口議員さんにおかれましても、自主的で行動的な活動にはご期待を申し上げるところでございますので、ともども村づくりに向けて頑張っていかれればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 逆にこちらが恥ずかしいぐらいです。

私が今回この質問に挙げたのは、やはり村づくりが村民の人たちと行政とが一体になってできればというところで、そういう機会、過去の平成14年にあったようなそういう機会がもう一度できないかなという、つくれば村民の方々が非常に参加しやすいし、ワークショップみたいなものをもう一度企画して村民の人たちの力をかり出す機会になってくれればありがたいかなということで今回提案したまでです。それでないとなかなか、今まで立ち上がっているグループについては、確かに今副村長が言われましたように幾つかありますし村の中でもたくさんあります。しかし、だんだん高齢化しておりまして、組織も先細りになっている可能性があります。それを私も危惧しております。実際に私が入っているグループでも、そのことはもう直面している問題でございます。

ですから、やはり年代を超えて若い方々、または地域おこしの皆様も、それから先ほどもから何回も言っております、村外から来られた方々についても一緒に村づくりに参加できる、そういう機会をたくさん情報発信する中でできればということを考えていますので、そんなことを今提案して、先ほど言いましたように、男性パワーのところ、それから女性のパワーのところもマッチングできるような、そういう施策、それから考え、方法がないかなと思っておりますので、今伺っているんですけども、そんな妙案はありませんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 本当に言われるとおりに、村民の皆さん方が本当に一丸となって今村づくりをしていかないと地域活性化には結びついていかないというのが実情でございますし、今、坂口議員さんが言われるとおりに、村民それぞれ小さな考えでも大勢が集まれば大きな村づくりにつながっていくというようなこともございます。ワークショップ等々、それぞれの課でいろんな取り組みについて、子育て、あるいは福祉、老人福祉、あるいは村づくり、そして住宅建設、若者住宅建設というような形でそれぞれ今取り組みをしているわけがございますけれども、そんなような中の連携を深める中で、またそういう機会があれば村民の皆

さん方にいろいろなご意見をいただく中で、またそういった取り組みを積極的に進めていかねばうれしかなということがございますので、今後もいろいろな面でそういったご意見賜ればと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 幾つかダブった質問もあつたりして非常にわかりにくかったなと思ひますけれども、これから村がますます活発に動いて、それから住んでいる村民の方の力が十分村づくりに反映されるように私も努力していきますけれども、行政のほうのお力もぜひおかりしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問は終了しました。

ここで休憩をとります。再開は10時45分といたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開いたします。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問を許可します。

1番、小山議員。

〔1番 小山福績君 登壇〕

○1番（小山福績君） 1番、小山福績。事前に通告いたしました3件について質問させていただきます。

最初に、シェーンガルデンおみと指定管理について、要旨に沿って質問します。

1つとして、平成24年10月、共立メンテナンス（株）と指定管理契約を結び、本年10月で丸3年を迎えようとしています。経営支援についてお聞きします。

指定管理に移行しても麻績村の施設である以上、村民を含め利用客のニーズに合わせた対応が必要であると感じます。宴会、レストランの料理メニューにしても、都会から見えたお客様、地元のお客様、それぞれに合わせることもおもてなしの一つと考えます。

去る2月25日、生坂村やまなみ荘で懇親会があり、翌日、同様の会がシェーンガルテンで行われました。どちらも会費は同額でありましたが、料理のレベルは誰もがやまなみ荘のほうがはるかによかったと感じたと思います。宴会料理、レストランメニューともに食材費を削減した利益追求型の経営方針に傾いているように思います。一概には言えませんが、この2年の間に宴会、レストランの利用客数、売上額ともに減少していると聞いています。料理メニューを見直し、集客力を上げる努力が必要と考えます。

要旨2として、お客様満足度とはいうことで、宿泊利用客数は伸びていると聞いています。また、宿泊のお客様からアンケートをいただいてあると聞いていますが、内容をお伺いしたい。宴会、レストランについては単純に利用客の増減で判断するしかないと思われるが、その辺の検証はできているか、お聞きしたい。

要旨3としまして、契約更新時の指定管理の見込みは。平成29年契約更新になるが、現状の利用客数、売上額で推移していけば次期再契約も難しいと思われるが、2年後、指定管理費の増額の申し出があった場合、村としては増額しても指定管理契約をするのか。平成26年、27年の間に大幅な赤字になり援助を求められた場合には村として補填していく考えはあるのか、お聞きしたい。

次に、地方創生の取り組みについて。この質問は前段の議員さんと重複していますが、ご理解をお願いします。

国に対する要望の計画は。全国の地方にわたる事業であり、国の方向性も確定的な要素もまだないと総務課長からお聞きしました。地方創生という言葉だけがひとり歩きしているような状況の中で計画をお聞きしても無理かと思いますが、全国の各市町村が計画の策定をするわけですから麻績村独自の特色を出した、あれもこれもではなく一つの方向性を持った計画が必要と考えます。

最後に、行政不服審査法改正について、法改正への対応は。

平成26年6月、52年ぶりに行政不服審査法関連3法の抜本的な見直しが行われました。第1章総則第1条に、この法律は行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易、迅速かつ公平な手続のもとで広く行政庁に対する不服を申し立てることができるための制度を定めることにより、国民の権利、利益の救済を図るとともに行政

の適正な運営を確保することを目的とすると書かれています。

総務省の資料によると、行政手続法の一部を改正する法律は平成27年4月1日付で施行とされています。本体法を含めた施行は平成28年4月1日ごろの予定とされています。それまでに準備スケジュールを立て、係長以上の職員の皆様で今後の対応を調査研究する必要があると考えます。

再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、小山議員さんのご質問に答えさせていただきます。

まず、最初のご質問でございます。シェーンガルテンおみとの指定管理についてということでございます。

第1項目めの経営姿勢についてということについてお答えをいたします。

シェーンガルテンおみにつきましては、現在民間に管理運営を行わせる指定管理者制度をとっております。民間活力を導入して観光事業に対する村費の出資の縮減、あわせまして観光事業のさらなる発展を目指そうということで始まったわけでございます。経営につきましてはお任せをしているということで、経営方針等については正面切ってとやかに申し上げることはできないということでございますが、ご利用者様からのご意見、ご要望、苦情等につきましてはおつなぎをしております。

2つ目の項目でございますが、お客様満足度についてでございます。

施設では、ご宿泊されたお客様に対しましてアンケートを実施しており、その内容につきましては報告を受けております。

詳細につきましては観光課長からお答えさせていただきます。

3項目め、契約更新時の指定管理の見込みはということについてお答えさせていただきます。

契約期間は5年間でございます。契約更新時期、まだ先でございます。そうしたことから、契約期間満了後のことについてはまだ具体的には考えておりません。

2つ目のご質問でございます。地域創生の取り組みについて。

まず、1項目め、国に対する要望の計画はということでございますが、6番、峰田議員さんにもお答えをした内容と重複いたしますが、既に平成26年度補正分につきましては具体化

しつつあり、当村でも幾つかの事業を国に申請していくということになっております。早急に細部を詰めるとともに、新年度に入りましては早期に麻績村総合戦略及び具体的な計画内容を詰めてまいるということになっております。

詳細につきましては総務課長から答弁をさせます。

3つ目のご質問でございます。行政不服審査法改正についてでございます。

法改正の対応はということでございます。行政不服審査法は制定以来50年余ぶりに内容が根本的に見直され、昨年6月13日に関連2法とともに公布をされました。そして公布後2年以内に施行するということになっており、現在それに向けて準備が進められておるわけでございます。

詳細につきましては、こちらにつきましても総務課長からお答えさせていただきます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） それでは、シェーンガルテンおみの指定管理についてということの中の要旨2のお客様満足度ということにつきまして、アンケートの内容につきまして内容をお話しさせていただきたいと思えます。

アンケートにつきましては、宿泊者を対象に実施をしております。本年度につきましては32件の回答をいただいております。全体からの宿泊客から見ますと2%程度の回答率かと思われませんが、設問の内容につきましては、記入者の情報、それから利用回数、宿泊人数、利用いただいた理由、それから施設、食事の満足度等を伺い、それから、それについて理由については記述式ということで回答いただいております。

回答者の内訳でございますけれども、県内が20%、それから県外のお客様80%ということになっておりまして、県外のうち半数が首都圏からというお客様ということになっております。年代層でございますけれども、50歳以上のお客様でございますが85%という率を占めております。アンケートを記入する年代が若い人たちがどうかという部分もございまして、このアンケートにつきましては85%ということでございます。

設問の項目を選ぶものにつきまして丸をつけてということでございますけれども、それにつきましては、満足している、どちらかといえば満足しているという回答が多かったと思えます。

それから、記述式の回答でございますけれども、それにつきましては、従業員の対応がよかった、自然豊かでゆっくり過ごせた、北アルプスの展望、食事がおいしかった、庭がすば

らしかったという良好な意見もございます。反面、山菜料理や地元の野菜がおいしいのでそれを生かした料理を望むというような声などもありまして、食事に対する要望やそれからアメニティグッズの充実、お風呂の充実を望むご意見もございました。

回答いただいた半数のお客様、リピーター客でございます。宿泊のお客様からはおおむね満足という回答だったと思います。

中には、インターネットの写真と現実がかけ離れているですとか、庭に花がなく、施設管理、それから営業努力が足りないといった厳しいご意見もいただいているところでございます。

それから、日帰りのお客様でございますけれども、これにつきましてはアンケート未実施でございます。利用客から直接職員がご意見を聞く場面はあるかと思っておりますけれども、それについて村のほうに情報というものはございません。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、地域創生の取り組みにつきまして、私のほうから若干補足説明させていただきたいと思っております。

国・県につきましては、日本の経済の持続性、安定的な成長を実現していくということから、人口の急減、それから超高齢化の克服に向けた諸問題への対応にスピード感を持って取り組んでいくというコメントでございます。これが趣旨ということでございます。とりわけ地域の活力を維持し東京への一極集中傾向に歯どめをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であるということで、今回、まち・ひと・しごと創生法というものを設定いたしまして、創生本部というものを設置し、担当大臣という者が現在おられるわけでございます。

国といたしましては、平成26年度補正対応ということで地域住民の生活等緊急支援のための交付金ということで急遽決定いたしまして、地域消費喚起、それから生活支援に2,500億円、それから地域創生の先行型に1,700億円という2種類の交付金を補正で対応するという交付でございます。

これを踏まえまして、各地方公共団体につきましては実施計画等を作成、現在内閣府と協議中ということで、ようやく先ほど申し上げましたとおり、計画書のほうがおおむねいじらうということで、現在県経由で内閣府のほうに提出しているというところでございます。

麻績村におきましては、補正分につきまして限度額というのが設けられておりまして、麻

績村の地域消費喚起型につきましては754万8,000円、それから地域創生先行型につきましては1,990万4,000円という限度で交付されるということになっております。これに基づいて限度額に沿った形で村のほうとしましては計画のほうを上げているという形でございます。

それで、地域消費喚起型につきましてはプレミアム商品券の発行による地域消費喚起ということでおおむね方向づけはされてきております。それから、先行型につきましては、ハードは一切認めないということでございますので、私どもといたしましては少子化対策のソフト事業、それから観光振興に対するソフト事業ということの2つの方向で今回計画書のほうを上げさせていただいておるといような状況でございます。

なお、この関係につきましては、この3月中に国のほうの補正予算が成立した段階で交付してくるという形になりますので、事業におきましては平成27年度中の事業という形になるかと思っております。

また、地域創生の地方版の総合戦略につきましては県におきましても現在策定中ということでございまして、それぞれパブリックコメント、意見聴取をしながら、おおむね最終的には総合戦略につきましては12月までに策定していくということでございます。

また、松本地域ではございますけれども松本地域戦略会議というものが立ち上がっておりまして、この関係につきましては松本地域広域的な施策を検討していくというふうになっております。これの施策につきましても検討を加味した中で、松本地域独自の総合戦略というものを立ち上げていくということになりまして、この関係につきましても各圏域の市町村におきましては盛り込んでいくというようなことになろうかと思っております。

それから、あと、行政不服審査法の改正につきまして申し上げたいと思っております。

法改正につきましては、先ほど村長が申し上げましたとおり、行政不服審査法は50年以上実質的な改正がなかったということ、その中で今回公平性の向上、それから使いやすい向上、それから国民の救済手段の充実、拡大の観点から、時代に即した見直しを実施したということでございます。

審査委員による審査手段の関係、それから第三者機関への諮問手続というものが新たに加わりました。それから、不服申し立ての手続につきまして審査請求というものに一元化されてきたということです。それから、今まで時間がかかっておったわけでございますけれども、審査請求をすることができる期間を90日以内というのを3カ月以内ということで、表現は一緒なんですけれども、それ以内に迅速に回答しなさいというふうになっております。

村といたしましては、その改正に基づきまして今回法改正をお願いしておるところでござ

いますけれども、行政手続法の一部改正ということで現在行って議案提出させていただいておるといところでございます。

また、今後ではございますけれども、この行政不服の申し立てにつきましては情報公開に関する案件、それから道路交通法の関係に関する事、それから地方税法に関する事等、さまざまな関係で行政不服審査という形で申し立てが出ておるといふう聞いております。幸いにして村につきましては、そういう案件が今まで一件も出ていないということなんですけれども、今後の対応といたしましては、職員について行政不服審査法の改正に基づいた対応についての研修、これは県を挙げてでございますけれども、各職員に一応研修をしていくという27年度中の計画というふう聞いております。それに参加しながら私どもも知識を高めていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、順番に再質問させていただきます。

先ほどのシェーンガルテンのアンケートの件ですが、この年間宿泊者3,000人から3,500人、先ほど課長が答弁されたように2%、これはアンケートという名前がついているだけで、一部の人の意見のような数字だと思います。いずれにしても宿泊客には割と評判がいいと。その部分は自分も何となくわかるような気がします。

問題は、先ほど申し上げたように、各種の皆さんが使う宴会、それからレストランのメニュー、このようなものが、自分も年間数回は利用させていただいていますが、何となく夕方ちょっと子供を連れていってご飯を食べようかなという、その気持ちがなかなか湧いてこないというのが自分の気持ちです。それは何かということになれば、やっぱり料理が、料理メニューが偏っているという言い方はないんですが、本来シェーンガルテンというその施設はそういうふうにするのではなくて、ある程度都会の方をターゲットにした、上品なという言い方はあれですけれども、そういうことでつくられた施設だとお聞きはしていますが、今後は料理の見直しみたいなものはぜひ必要だと思うんですが、その辺は見直す気があるのかなのか、お伺いしたい。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 議員さんおっしゃられるとおり、地元のお客様からはさまざまなご意見をいただいているところでございまして、その中には料理メニュー等、レストラン、そ

れから宴会含めてご意見をいただいております。その中ではやはり利用客の声を拾って、地元が要望しているメニューといったようなものもあることが必要ではないかなというふうに思いますので、その辺につきましてまた施設のほうへおつなぎをしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） では、早急に料理の見直し、メニューの見直しというようなことを共立メンテナンスのほうなり厨房のほうへおつなぎをお願いしたいと思います。

それと、次に、指定管理1年後から、利用客数はそんなに減ってはいないんですが、売り上げの部分で平成25年度あたりから年々落ち込んで現在に至っているような感じが見受けられますが、これの原因というか、なぜこれだけ売り上げが落ち込んでいるのかということは、原因はどこにあるか検証されてありましたらお伺いしたい。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

売り上げとそれから利用客の推移ということでございますけれども、分析をしているというまで、どうかという部分もありますが、平成10年から指定管理を決定いただいております。議員さん言われますように、平成24年度の売り上げが8,000万ほど、それから平成25年が7,300万ほど、それから今年度はまだ3月でございますけれども見込みで昨年よりまだ落ちているというような状況でございます。

分析という部分でございますけれども、部門別に利用客の数を見ても、宿泊者の数につきましては平成24年が3,100人、25年3,400人、今年度は見込みでございますけれども3,600人程度ということで、利用客の数はふえているかと思えます。ただ、利用単価、お客様単価が落ちておりますので、売り上げ的にはそれほどの伸びがございません。

落ち込みの激しい部門ということでございますけれども、先ほど来から言われておりますけれども、宴会、それからレストランということでございまして、宴会のお客様に関して言いますと平成24年度は6,000人ございました。今年度の見込みでいきますと4,900人ということで1,000人からのお客様が減っております。当然、売り上げですけれども81%程度の減少となっております。それから、レストランにつきましても同様に、平成24年に比べますと売上額が82%ということになっております。ということで、宴会とかレストランの利用客の主は地元のお客様でございまして、その数字的な部分、分析をしてみましても地元のお客様の利用が減っている、敬遠されているというような状況で売り上げが落ちているというよう

な状況かと思えます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 今課長おっしゃられた地元のお客さんの利用が減っているんじゃないかということのその要因の一つとして、先ほど私が申し上げましたようにメニュー、また、料理の見直しということ、早急に手をつけていく必要があると思うので、よろしくおつなぎしていただきたいと思えます。

それでは、次に、この売り上げが下がってきている部分で、本来計画の中でいけば本年度あたりからもう来年度あたりは黒字に転じていくというようなことを当初にお聞きしたような記憶がありますが、その辺のところはどうなっているか、ちょっと説明いただきたい。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから。共立メンテナンス株式会社が指定管理を受けるに当たりまして経営改善計画を策定して村のほうに提示をしております。シェンガルテンおもと、それから聖レイクサイド館両方ということでございますが、ガルテンに限って申し上げますと、平成24年に受けたときの赤字が882万、それから25年が355万6,000円、それから平成26年、今年度は57万3,000円のプラス、それから27年は576万のプラス、平成28年は1,155万6,000円のプラスという、黒字になるというような計画を当初はいただいているところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） その計画に対して落ち込んでいる部分で共立メンテナンスさんのほうから村への資金援助の相談等はあるのか、お伺いしたい。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 共立メンテナンスから今厳しい内容、経営について大変厳しいということで報告はございました。内容につきましては、その原因等につきましても、今年度につきましては黒字が出て村に一部還元というような話もあったということでございますが、実は当初予測よりも大きくずれておりますのが、経費面におきましては光熱費の関係が年間約500万ぐらい想定外にふえているという、そういうようなことで、その分そっくり赤字になるというような、そんなようなことは受けております。そして大変厳しいということで、それら報告を受ける中で今ご指摘されたような、例えば営業でありますとか、あるいは食事の

見直しだとか、そういったことについてのこちらからも申し入れはしてございます。そうしたことを考慮してもう一度計画を練り直してほしいと、そんな話は向こうの責任者とは話をさせていただいたわけでございます。できることであればまた支援をお願いしたいというような話はございますが、まだ具体的に内容についてはそこまでの話は至っておらないということでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。じゃ、連絡があって、実際赤字になっているということは村長さんはじめ村でもわかっているということで理解します。

それで、今年もあそこのシェーンガルテンの空調機器の入れかえに3,000万を超えるような出資をしていくわけですが、それは当初の本体の管理、それはもうある金額を超えた部分から村で見るということでやっていたわけですから、それはそれとして、今度エアコンを入れかえることによって先ほどの500万の光熱水費、これは相当ダウンできると思うんですが、そこら辺のこともあれば多少赤字が減ってくるかなと思います。いずれにしろ村の施設であるということを我々も村長さんも気にかけて、シェーンガルテンを利用するお客がふえていくようなことをお互いに考えていくということをお願いしたいと思います。

それでは、次に、地方創生の話ですが、これは先ほども申し上げましたように、峰田議員さん、また、坂口議員さんも関連したような質問をしておりますので、自分のほうからは一応これからの5年計画の中に麻績村独自の計画といいますか、どこでも多分同じ地域の行政区で計画をすると大体似たような内容になっていくのではないかなと思うんですよ。そこで、先ほど総務課長さん言われましたように、子育て支援とかそういうことに計画を立てるんだったら、もう麻績に行けば子供はもう全く大人というか中学出るまでもう本当に手厚くやっていただけるんだということを前面に押し出していくような計画もある程度盛り込んでいただけたらと思いますが、その辺のお考えをお伺いします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） この地方創生、国で狙っておりますのは地方を元気にする、地方への定住人口をふやしていくということで、これ全国同じ目的であるわけですね。先ほど来から申し上げておりますが、麻績村につきましてはもう既に10年、20年後を見据えるとどうしても若い人たちに定住してもらわなければならない、そんなことに力を入れていくんだということでもう既に始めさせていただいておりますけれども、こういったものがこの麻績として

は力強く今後も必要ではないかなと。そのためには、今議員おっしゃられるとおり、教育でありますとか子育て、こういったものには他に誇れるものを作っていかなければならないし、それから、さらにこの麻績という地理、これを生かした多くの政策、こういったものもこれから進めることによって都市との交流、こういったことにも発展していくんであろうと、こう考えておるわけです。今申し上げたようなことをこういった計画に入れていきたいと、こう考えておるわけです。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） ぜひそのような方向で子育て支援、また若者定住ということに全力で麻績村は当たっているんだという姿勢が誰にもわかるような計画を策定していただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、この行政不服審査法改正についてということですが、私なりに平たく解釈すれば今までと違う点として、この不服を感じた方がこれまでの現行法に比べると、法改正になるとかなり不服を申し立てる側の方が現行法よりかなり簡単にこのことができる、また、それをある程度行政のほうで相談があった場合には、これを手助けしても書類をつくってやらなければいけないというような自分なりの解釈をしたわけですが、これも窓口対応みたいなものがもう27年4月から一部分動き出して、最終年度2年間ということでは計画されているわけですが、村としてこれから県とやっていく中で職員の研修もあろうだろうということですが、この辺の計画も県がという前に、こういうふうに法律が変わったんだということぐらいは係長以上の職員の皆さんにはちょっと簡単な勉強会でも何でもやって、それから、また県のほうへ行って研修されれば意味もよくつかめると思うんですが、その辺の計画ができるかどうかお伺いします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 確かに議員のおっしゃられるとおり、職員のほうの知識、これは必要になってくるかと思えます。議員のおっしゃられるように、行政不服申し立てにつきましては今後もっと件数がふえてくるであろうという予測がされるわけでございます。それに対しまして職員の資質を上げるということは必要なこととございますので、係長以上ということではなく全職員に研修をしていかなければならないというふうに考えております。

したがって、私のほうの勉強ということもまだ不足しておりますので、それも加味した中で、専門家等の研修に積極的に参加させていただければというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、最後に、若者定住住宅工事も順調に進んでおり、今後村外から多くの方が入居してくると思われます。その中には法律に明るい人もいると思われます。役場窓口相談に来られたとき行政不服審査法について何もアドバイスができないことのないようなそういう窓口にしていただくように、なるべく早い段階で、今総務課長さん、全職員を挙げて取り組んでいくということをお聞きしましたので、ぜひ後手を引かないような法整備に向けて議論をするなり研修をするなりしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 小山福績議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 塚原利彦君

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

塚原議員。

〔3番 塚原利彦君 登壇〕

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。さきに通告いたしました件につきまして質問させていただきます。

1点目は振興課関係に関する各地区からの要望に対する対応について、2点目は国の制度改革・改定等により新年度からの行政がどう変わるのかの2点であります。

質問要旨ごとに自席にて一問一答でお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、お願いいたします。

まず最初に、振興課関係の主に土木事業についてなんですけれども、毎年各地区からの要望事項が区の集会や地区懇談会などを通じて多数提出されておりますけれども、これがどんな状況なのか。それから、その要望の対応や事業の実施状況はどうなのか、推移なども含めてお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから、年間の要望の受理件数、また対応状況

の推移についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、各地区からいただいております振興課関係の要望、大変大きな件数となっておりまして、毎年250から300件を超える要望が蓄積しておるといような状況で、処理できている件数につきましては40件から80件程度という状況となっております。毎年要望数がふえてきまして蓄積件数も多くなっているという状況でございまして、予算的には年間2,000万から3,500万、本年度につきましては小規模の災害も含めまして2,350万の予算を計上させていただいております。

そんな中で、26年度につきましては、1月末現在ですけれども未処理の件数が280件という状況となっております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 毎年二百数十件の提出があるということですがけれども、この中には以前からの未着手、未対応のもので再提出をされたものも含まれているということのようですが、そうすると純新規のものというのは毎年何件ぐらい出てくるのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 毎年の要望につきまして継続審議のものも含めて一括処理しておりますので、今ここで純新規のものというものは把握しておりませんが、感覚的にいきますと3割以内というような形で、継続件数が多くなっているという状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 2年前の3月の議会でこの問題についての質問がありましたけれども、その答弁に、材料費を村で出すのでそれぞれの区でできそうな作業をお願いしたいといった回答がありました。これは、つまり地元の地域での自主的な作業ということだと思いますけれども、提出された要望の中でそうした地域での自主作業が可能なものというのはどのぐらいの件数と見ておられますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 今までも要望をお受けする中で、地域でできるものは地域でできるだけお願いしたいというようにして実施をしております。そんな中で、ことしも要望を数件もう1月から受けておりますけれども、何件かにつきましては地域のほうでこれは

地域でやってみて、どうしてもできなかつたら村でお願いというような要望も出てきております。今現在把握しているものにつきましては、十数件は地域でできるんじゃないかなということ、地域のほうに投げかけさせていただいているというような状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 十数件ぐらいということですがけれども、毎年二百数十件出てきまして継続になるものが多いということなんですけれども、十数件ぐらいしか対応できないものというのは、今全体では280件もあるということで、それがほとんど村で、地元ではできないというものがそんなにあるのかなという感じがしているんですけれども、自主的なこの作業については地元の地区にそういったことを伝えたりして、できるだけやれるものはやっていたかということなんですけれども、この自主的にできるものというのは前に比べてだんだん減ってきているということはありませんか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 自主的にできそうな部分、大きな重機を使わない部分につきましては十数件ということで、重機を使って各地域で道路舗装等もやっていただいているところもありますので、そういうものも含めるとかなりふえてくると思いますけれども、要望の中の件数でいきますと地域でできる部分についてはそんなに変わりはないということでございます。

また、要望いただいている中で、村でできない部分というのがございまして、国ですとか県の関係で実施をしなければできない部分、また、国・県の許可を受けなければ実施できない部分というのかなり多くありますので、よろしくお願いします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 要望の提出数、それから対応、消化をされている状況をご説明いただきましたので、そうすると毎年累積する部分が非常に多くなっていくということはわかる、わかるといたしますかそういうことが明らかなんですけれども、ずっとそれを消化していくについて基本的な方針といたしますか、そういったものは特にあるんでしょうか。例えば、長期間ずっとそのままになっているものを、例えば何年ぐらいにはやらなければいけないとか、そういった基準ということはないんですけれども方針といたしますか、そういうものはありますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 各地区からご要望をいただいているものにつきましては、各区長

さん、また役員の皆さんを通してご要望をいただいております。これにつきましては各役員の皆さんとお話をさせていただいたり、地区の中のどこから優先かというようなものも調整をさせていただいて、また、地区の役員の皆さんには地区内の調整をいただきながら順位を決めてやっている。また、要望を受けたものにつきましては、できるだけ担当が地域の現場を見ながら地域の皆さんとお話をさせていただきながら進めさせていただいておるという状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） そうすると、長期間未着手になっているというものも幾つかあるわけですが、村民の皆さんがそういったことに対してどの程度、例えば方針とか県の事業でやるとか国とかいろいろそういったことも含めて、どういうふうに今行政が考えているかということが、区長会等では話はされると思うんですけれども余り伝わっていないというようなことで、先ほど予算の関係も2,350万というようなことで、それを充てていくということですが、急に必要なものが出たりすれば、なかなか計画どおりにはいかないということがあると思うんですけれども、今回予算の説明の際に27年度の当初予算ということで振興課のほうで示された事業説明書の中で、この中で今回こういう事業をやっていくという中で地区の要望とかというものは何件ぐらいということは、この中でわからないかもしれませんが、相当数それを消化するというようなものもほかの事業に絡めてやるということもあろうと思いますが、地区の要望が何件ぐらいか、この中で消化するというものは先日の説明の中に含まれているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 平成27年度の予算の説明をさせていただいた中には細かい事案は入ってございませんが、27年度の方針としましては今現在水路整備事業等を進めております。その関係で大分消化できる部分がございます。

また、国・県等の補助事業を使う中で関連事業が出てくるということで、要望につきましては常に変動しておると。また、緊急な要望につきましてはどうしてもすぐやらなければいけないというような事業もございますので、区長さんと相談をさせていただきながら進めているというような状況で、国・県の事業をできるだけ使いながら施行ということでご理解いただければと思います。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今言われたような状況というのは、2年前にたまたまこの関係の質問

ありましたけれども、ずっとそういう形で進んできておりますし、これからもそういう予定というふうにとらえるわけですけれども、年度がスタートしてから区長会などでその年の事業報告がされますけれども、報告は主たるものだけであって地区要望等については、例えば昨年の区長会の説明にもありますが、緊急性、危険度、受益者数などから実施時期を判断して行うというようなことで書いてありまして、地区の皆さんについては大まかな方針といいますか年次計画みたいなものとか、そういうものはわからないですし、なかなか立てにくいというような今課長の説明でもありました。

私先ごろ、生坂村の議員さんにちょっとお聞きをすることがありまして、こうした地区要望に対して村の対応がどうなっているかちょっと聞いてみましたら、生坂村では各区から上がってくる要望に対して対応方針や見通しを文書で回答しているということだそうです。ただ、提出される要望数とか区の数、それから集約方法なんかは違いますので、圧倒的に麻績村のほうが多いわけですので、こうした対応は事務的にも大変なことだということは想像できますけれども、現状だと各地区の皆さんは村内全域でたくさん要望が出ているということはある程度知っていると思いますけれども、どんな状況なのか、それから実施の計画というものはできているのかどうなのかとか、そういったことを知りたいというふうに思うわけですね。

例えば、今受理してある地区の要望ですね、それから対応の方針、県の関係でやるのか国でやるのかとか、そういったことも含めて分類をして例えば一覧表にして、あくまで予定であっても実施計画といいますか、そういったものを立てて区長会や地区の懇談会などである程度お知らせしていくというようなことをすれば、行政の事業執行の状況といいますか難しい部分なんかの理解にもなるし、例えば地区での自主作業といいますか、そういうものを喚起することにもなるんじゃないかというふうに思いますが、こういった形である程度計画を立てて区長会やそういうところを通してお伝えをする、明らかにしていくというか、そういった方向についてはなかなか難しいんでしょうか、できないんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 今現在、区長会もそうですけれども地域の皆さんからご要望いただいたものにつきましては、区長さんを通して、今年ここをやりますというようなご連絡をさせていただいております。そんな中で概略的にここをやります、どうでしょうかというご相談もさせていただいていますし、やる前には区長さんにご連絡をさせていただいているということで、どこをどういうふうに手をつけているかというのは、そこで区長さんのほうが

区の皆様にご伝達いただいているというふうに私のほうは解釈しております。

また、地域の要望を受ける中で、この事業については国の事業なのでちょっと村では手を出せないで国のほうへ申請していきますと、この事業については県の許可が必要ですので県の許可を受けて申請をしていきますというような話もさせていただいておりますので、個々の事案につきましては説明させていただいているつもりでおります。よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 個々のと今お話がありましたけれども、それぞれの区に対して要望のあったときに説明をされたりしているということなんですけれども、やっぱり計画と申しますか、どういったことでこのぐらゐの予算をとるとか、そういったことについて関連もありますし、知りたいことをお知らせするということはもちろんそうなんです、ほかに2つの点で私はお知らせをするということが必要ではないかというふうに思います。

1点目は、議員個人の影響力や圧力で特定地域の要望が優先して実施されるというようなことはあってはならないというふうに思いますし、それから、2点目としては、議会は予算の採決をする際にどういう実施計画に基づいて採決したのか、内容が確認できるもの等によってなのか、漠然としたものなのか、そういったことを村民の皆さんは見られていると思います。

こういった観点からも、できればその計画というか、そういうのは難しいかもしれませんが、村民の皆さんは出したまま直接ことしやりますよというまで状況がわからないということなのか、あるいは近年のうちにこういった計画でやりたいけれども緊急のものがあればできないとか、そういったことを含めて、やっぱり何となく行政でこういうふうな方向でやっているということ自体も個々に各区へ連絡は行っていると思いますけれども全体的なものになっていないと申しますか、末端の村民の皆さんには区長会等での報告を区長さんがお知らせしたりすればいいんですけれども、例えば広報とかそういったもので実施計画的なものがある程度プランと申しますか、そういったものを出せないものかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 大変熱心に住民のご要望について伺いたいということで感謝申し上げます。私のほうから大きな流れについて申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、住民の皆様からの土木関係のご要望でございますが、まず区長さんがまとめた

だくということでございますが、これはどうしても地域内での調整ということがあるんですね、利害関係が絡むと、地域内での利害関係が絡むというようなものもございますから、個々からのご要望というよりも区長さんを通してお願いしたいということはその辺にあるわけでございます。

そして、そうした中で区長さんがどのような要望を村のほうに上げていただけるかということでございますが、この中は本当に多面にわたっております。村にかかわるもの、先ほどから申し上げておりますが、県に絡むもの、あるいは国に絡むもの、あるいはその他の民間に絡むというようなものもございます。そういったものを一緒にたにされてご要望いただくということが多いわけでございます。

そうした中で、その対応も土木のほうの対応なのか、あるいは農政のほうの対応なのか、それからまた総務関係の消防関係の対応なのか、多岐にわたっておるわけですね。それらが全て村単独費で行われるものなのか、あるいはいろいろな制度を活用していかなければいけないものなのか、いろいろ多岐にわたっておるわけです。そうしたことから内部で調整といいますか分類をして、それぞれどうしていこうかという計画をしておるわけでございますが、それについて具体的にいつどのような形でやっていくのか明らかに文書で寄せということになると、ほとんどが計画中あるいは未定ということでお答えしなければいけないということになってしまうんです。

といいますのは、例を申し上げますと国道403号線の歩道設置を早急にというようなご要望も出ておるわけでございますが、これについては村のほうでは明確な答えができないということになってまいります。それから、河川の整備についてもそうであります。管理者でないものですから、そういったお答えしかできないという部分はあるわけであります。それから、村に直接関係する水路等につきましても現在進めておるわけでございますが、制度の活用面においては国の制度等を活用しております。補助金のつきぐあい、このようなことも関係してくるわけですね。それから、まだ制度もはっきりしていない、県営でやるのか団体でやるのかいろいろある。そういうようなことも割り振りしていかなければいけないということで、明確に答えることができないというものもあるということを是非ご理解をいただきたいなど、こう思っております。

それから、先ほど力の強いところに云々という話ございましたが、私どもは決してそういうことはございません。それぞれ現地を確認して緊急度の高いもの、あるいは災害に結びつくというようなものについては何より早くやらなければいけないということでございますし、

それから特に小さな子供たちが通る道路というようなことで特別に危険だというようなことがあれば、そういったものについては早期に進めなければいけないというような対応をしておるわけでありませう。

それから、議会で議決をいただきます予算でございますが、これも個々の事業についてご承認、お認めいただくということではなくて、総額について予算をそれぞれお認めいただいておりますのでございまして、その枠の中で例えば2,000万、3,000万というその予算の中でそれらの事業をやっていくということでございますから、限りある予算の中でどれだけできるということは設計をしてみなければわからないという部分があるわけですね。例えば2,000万予算があったとしても、平均200万だとすると10件しかできないということになるわけですね、村単独でいけば。ですから、そうした中でいろんな制度を活用していく、国の補助金等を使っていく、あるいは県の補助金を使っていく、そんなことで私ども努力しておりますので、振興課の事業というのは一律に申し上げることができないということをご理解をいただきたいなと、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今村長のお話のあった中で、私先ほど申し上げたのは、住民の皆さんは全体で200から300の要望があるといってもそういうことだけしか聞いていないものから、例えばそういう中でどこの区だけ例えば今年はえらい終わったとかそういったこと、それからどれが、例えば自分の区で出ているものの累積、そういったものを正確に把握もしていないところもありますし、全体像が、村内でどれだけ要望が多くてどうなっているのかというようなことが村全体の村民の皆さんの中でわかっていればいいんですが、それがわかっていない中ではそういった、あつてはならないことです。そういうことはないということです、それは当たり前のことなんですけれども、そういった懸念といいますか、そういうものにもつながりはしないかと。村民の皆さんが、これだけ延べでこれだけの要望が出ていて、これだけすぐにできないものとかいろんなものがあるということの把握も、今の段階ではちょっと個々に区に伝えられるだけでわからないんじゃないかなという気がしているわけですね。

ちょっとこの質問の最後ということになりますけれども、村民との協働、協力ということについてお聞きをしたいんですけれども、先ほど課長のお話で自主的にできる作業というのは本当にわずかだということで、ほとんど行政がやらないとできないというものがずっと累積してきて、それだけあるということなんですけれども、以前は割と区でできたとか、そう

いったものも出されてきているということは2年前のときの質問の答弁にありましたけれども、本当に区のほうでできるものは本当はないのかどうか。

例えば、私この間いただいた明細ちょっと見たんですけれども、例えば側溝にグレーチングをつけていただきたいというような、こういったものもまだ解決になっていないというような部分もあります。こんなのはもう、私素人ですからあれですけれども、普通に考えれば地元でできるんじゃないかとかということがありまして、そういうものもかなりあるんじゃないかということで、ある程度、例えば住民の皆さんなりが協力してできる作業、こういったものはやってもらえるとありがたいとか、そういったことの案内といいますか、そういったものも協働という意味ではできないものなのかどうか。

あるいはまた、そのマニュアルとか手続とか、そういうものも含めてご案内するとか。それから、なかなか高齢の人たちしかいなくて作業ができないというような地域については、これほかの村でもやっているということ聞きますが、ほかの区からの援助とか応援とか、応援部隊みたいなのを含めて、専門的にそういう技術といいますか、資格とかそういうのある方もいるということですので、そういった部分で他の地区からの応援等も含めてできるものがあるんだったら、そういうことも少し進めていくことの努力というか、そういうことも必要だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうから少し答えさせていただいておりますが、今約300件近いご要望があるわけでございますが、実はこの件数が多いか少ないかということですね。私から見ると大分少なくなってきたりなど、過去、昔から比べると低くなってきているのかなと思っております。その約300件の内訳につきましても、現在村で今村内の水路の関係、全村的に今進めておりますが、これが全て終われば、大体100件ほどはそれに絡むものであります。それから、さらに国あるいは県、こういったものに関係するものも大体五、六十件ということになってくるわけですね、五、六十件あるということですね。

残る百数十件、100件強が道路に関するものです。その道路に関するものの中には、今議員おっしゃられたように、ここにグレーチングかけてほしいというような要望も入っているわけですね。しかし、ここにグレーチングをかけてほしいという要望そのものがお応えしなければいけない内容なのか、真にお応えしていただければいけない内容なのかという部分もあるわけですね。それから、真に必要なものであるけれどもグレーチングではだめなんですと、構造的に全てやり直さなければいけないものもある、こういったことであるわけです。

それから、さらにはご要望の中には、地域の住民から出ているから区の役員としては村のほうへおつなぎしなければいけないというレベルのものの中には混在しているわけです。本当に地域の住民が真に望むご要望というのはたくさんあることはあるんですね。ですから、そういったものから順次これからも進めていきたいと、こんなことで今進めておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。ただ単に件数ということで捉えていただくのではなくて、現実の内容についてご理解をいただくようお願いしたいなど、こう思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今お答えをされた中に、水路等の事業をやることによってかなりの地区要望が解決できるということがありましたけれども、そういったこともこれによってこれだけの要望について解決になりますというようなことも例えば広報等で伝えてもらうとか、そういったことも含めて、この事業、なかなか計画とかそういうことはなかなか難しく大変ということは、もうるる言われてわかりますけれども、基本的に住民の皆さんはそういったことを知りたいといえますか、どうなっているのかということについての気持ちに対して、たとえ何らかの方法というか形でもいいんですが一歩前進してもらうようなことを是非考えていただきたいというふうに思っております。

では、続いて、次の質問に移らせていただきます。

平成27年度から国の制度改定等によって地方自治体の中の組織やそれから実務が大きく変わる点が幾つかありまして市町村は対応に翻弄されているという状況かと思えます。中でも福祉や教育面の中身が大きく変わっています。先日の委員会で中身の説明をいただきましたけれども、改めて村民の皆さんの疑問として新年度からの村政で変わる事などについて伺いをしていきたいと思えます。

まず、教育委員会に関する事についてどのような部分が変わるのか、お聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、私のほうから答えさせていただきます。

国の制度、改革等によりまして新年度からの部分で教育委員会制度がどのように変わっていくのかということでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正ということで、平成27年4月1日よ

り施行されることになっております。そんな中の主な改正点でございますが、教育行政の責任体制の明確化というものが出てきております。それにつきましては、今現在教育委員会で教育委員会の中に教育委員長、それと教育長とおりますが、改正される場合には教育長と教育委員長を一本化する中で、先ほど申し上げました教育行政の責任体制の明確化をしていくものでございます。これにつきましては、今までの状況でいきますと現在は教育委員の任命を議会の同意を得て村長が行っているわけでございますが、制度が変わりますと教育長を議会の同意を得て任命していくということになってまいります。そんなことから責任の明確化をしていくものだということでございます。

また、そのほか教育委員会の段階では、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図るということの中で教育委員会の審議の活性化を進めるということになっております。そんな中で、責任の明確化等の部分では全ての地方公共団体に総合教育会議というものを設置しなさいということになっております。この総合教育会議の部分につきましては、村と教育委員会が協議、調整する場ということで設けられるということでございます。主な協議調整の部分の事項につきましては、教育行政の総合的な施策の大綱をつくっていきなさいよと、また、教育の条件整備など重点的に講ずる施策等についてしっかり話をしなさいということでございます。

そんな中で大綱の策定でございますが、教育に関する大綱をこれは村長が策定します。ですので村長と教育委員会と協議、話し合う中で大綱をつくっていくということになります。

そんな中でやっていくということになりますが、こんな中で麻績村としての改正への対応はどうかということでございます。そんなことでございますが、この法律の規則の改正につきましては、新教育長について経過措置がありますので、それに対応していくということと進めたいと考えております。

そして、そんな中で条例等規則の改正についても従前どおりの条例の適用を行う中で運営しながら改正をするということで、提案のほうにも教育委員会条例の改正等を提案させていただいている部分でございます。

そんな中で経過措置ということでございますが、旧制度から新制度への教育の継続性、安定性を見なければいけないということから、平成27年4月1日現在在任中の教育長につきましては、その教育委員としての任期が満了するまでの間、現行制度の教育長として在職できることとなっております。ですので、この制度を適用、運用する中で、教育委員の任期が済む部分まで経過措置としてやっていくという予定でおります。

ちなみに、当地区5村においても、今教育長部会の段階ではこの経過措置を用いてやっていくということで、5村の中では一応4月1日に新教育長が出るということは今のところありません。

そんな中、県下でどうなっているかというようなことですが、教育委員会、県の教育委員会の関係でアンケート調査を1回行っております。これは2月の時点ですが、まず、教育長の選任のあたりにつきましては平成27年3月31日にどうするかという部分ですが、この2月の時点では市はゼロ、町村で2つということになっていますが、先日、松本市のほう为新教育長の選任をしてございますので、これは3月の部分で出てきます。27年度中に行うという部分も10市町村程度、28年度が一番多くて約28市町村が出てきております。ですので、半分の部分がほとんど27年度中、多分任期の関係もあろうかと思えます。そこら辺の運用をする中で行っていくんだというふうに思われるということですが、

そんな中で、総合教育会議をどのように設置していくかということですが、こちらのほう、平成27年4月に一応設置をしていくという市町村が35件ございます。そんな関係で約半分、長野県の市町村の半分と、それ以下につきましては平成27年度中に総合教育会議を設置していくということになっております。ですので、この総合教育会議の関係につきましては一応村長が処方するものでございますので、規則を大きな解釈すると、村長の任期の間に設置すればいいというような考えにもなるわけですが、村等の教育行政を進めていくためにはできるだけ早い設置をしていくのがいいということですので、麻績村としても27年度中には設置して、しっかり教育行政の部分を協議していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

あと、大綱につきましては今どのようにしていくかということを検討中ですが、これにつきましても、麻績村としては第6次振興計画がございまして、そんな中を基本とする中で位置づけていけばどうかという検討をしておりますので、よろしくお願いいたします。

教育委員会関係の新制度につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 詳しくお話をいただきました。今お話のあった大綱の関係でちょっとお聞きをしたいんですけども、これからつくられるということになるのかなんですが、それはできたものといいますか、案は村民には公開されるのでしょうか。

それから、あと、作成段階で住民や保護者の皆さんの意見なんかも反映されるものなんで

しょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） こちらのほうは公表していくということになりますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） いろいろ今回変更になることについていろんな意見がありまして、今
のその大綱なんですけれども、自治体の首長がこの大綱をつくる際には国の教育振興基本計
画ですか、これを参酌してつくるようにというような方針が国のほうではあるようですね
ども、国の教育方針や理念が何か変わっていくような気がします。村の教育方針や理念が国
に安易に追随をしないようにといいますか、そういう点はしっかりと進めていただきたいと
いうふうに思いますし、教育委員会も当初は教育委員会をなくすような論議もあったよう
ですけども教育委員会も残りますので、これまで教育委員会というのは行政からの独立性
というのがあるということで、そういった部分も保ってほしいというふうに思いますけれど
も、その辺はどうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） おっしゃられるとおり、国の部分もなかなか曖昧な部分もござい
ますが、麻績村の教育行政につきましてはしっかりした理念を持って通していくことを
考えております。また、おっしゃられたとおり教育委員会は独自の部分がございます。それ
もしっかりと把握する中でやっていきたいなと思います。先ほど申し上げたとおり、教育長
については村長が任命するということですが、総合教育会議でも申し上げたとおり、
教育委員会と村長がしっかり話し合う中でやっていくということですので、教育委
員会の考え方、また村長の考え方と、そこら辺をどのように協議していくか、しっかりすり
合わせをする中で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

時間も大分押してまいりましたので、続いて、子ども・子育て支援制度とそれに関連する
ことについてお伺いをするんですけれども、大分制度が非常に複雑ということで内容も非常
に多いものですから、本当に骨子の部分と、それから子育てをされている親御さんに直接か
わりのあることについて、例えば利用方法とか保育園の金銭のこととか手続とか、そうい

った部分で結構ですので、手短でいいんですが、ちょっとお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、教育委員会関係にかかわります子ども・子育て部分についてお答えをしていきたいというふうに思います。

教育委員会関係でかかわってくる部分は、保育所関係が大きな部分を占めてまいります。そんな中で保育園がどうに変わるかということでございますが、現在まで行っております保育の時間が8時間となっておりますが、新制度では標準時間が11時間という設定になってまいります。ただし、今までどおりの8時間も選択が可能です。ただし、保育料の設定がまた変わってまいりますので、子供のこと、また親の就労状況を考えていただく中でどちらかの選択をしていただくようになるということでございますので、よろしく願いいたします。

また、そんな中で一応村のほうでは認定をしていかなければいけないということですが、これはいろいろな名前等が変わる部分でございますが、今までどおり、やはり親から申請をしていただく部分について村のほうで認定をしていくという形になりますので、よろしく願いいたします。

そんな中で、先ほど保育料の設定が変わるというようにお話をしておりますが、新制度になりますと保育にかかわる負担額ということになりますので、今まで言っている保育料とは若干意味合いが変わってきている部分がございますが、今までの保育料として捉えていただいても結構だと思います。

そんな中で、麻績村のその新制度に対します施策の中で、子ども・子育てをできるだけ軽減をしていきたいということで、今3歳以上の保育園の保育の負担額を無料にしていきたいということで今考えております。そんな中で予算のほうも計上させていただきました。ただし、3歳未満児、また、この保育園に入るお子さんたち、小さなお子さんでございます。健全な育成を願う部分においては、親といる時間がやはり非常に大切なものというふうに考えておりますので、保育料の軽減につきましては8時間部分について軽減をさせていただきたいというふうに考えております。そんな中でやっております。ただし、3歳未満児につきましては、先ほど申し上げたとおり、3歳未満についてはなおさら親のそばにいろのがいいだろうということでございますので、軽減にはなっていないということでございます。これにつきましては、県下ほとんどの全域で3歳未満は保育料の軽減は余り行ってないという部分

で、考え方は皆さん同じだというふうに考えております。

そんな中で、県の制度もございます。第3子については保育料を無料にする中で県の補助を出しますよということでございます。そこら辺の適用もさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、保育制度の中で認定こども園とか小規模保育等の部分がございますが、今現在では麻績村の部分では対象となっている施設がございますので条例の整備だけさせていただくということになります。

また、放課後の育成につきましては、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、おみっこ元気くらぶといろいろなものがございますが、これについては運営等、支援制度になる中での改正については大きな変更点はございませんので、今までどおり進めていきたいというふうに考えております。

そんな中で、地域の子育て支援拠点事業をやるということで、今現在交流センターのプレイルームで試行中であります「ひだまり広場」、この充実も図っていききたいということで、平成27年度には週2回にして多くの保育園に行かれない、行かない子供たち、親御さんの交流を図りながら育児の不安等の相談も実施していく予定で今計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、現在試行中のひだまりにつきましては週1回で開いておりますが、利用者は毎回8組以上の親子が利用していただいているということで、今後も引き続き充実をさせていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

教育委員会関係の子ども・子育てについては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 時間も押してまいりました。今ちょっとお聞きしようと思ったことを今お答えいただきましたので、施設型や地域型の給付、施設ですね、現在では該当するものがなくて、今後また状況を見てということはどうなるかということですが、一応じゃこの子ども・子育てのことはこれで終わらして。

最後に介護保険の関係なんですけれども、今回新聞等で報道されました、介護報酬が2.27%引き下げになったと。それに伴ういろんな制度の改正とございますか、どちらかという中身を読みますとかなり社会福祉制度のことを抑圧しているというふうに私は思うんですが、特に特養なんかは基準が6%減らされるというようなことで、もろもろのいろいろ影響というかそういったことが懸念されるんですけれども、こうした状況が村内で今やっている

事業所といますか、そこに与える影響とかというのはどんなふうに見ておられますか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから今の介護保険制度の改革等について申し上げさせていただきたいと思います。

今の塚原議員のほうからご懸念がありました介護報酬の引き下げについての実態でございますけれども、介護報酬について国では社会福祉法人の内部留保の状況や介護保険サービスの平均収支差率などの見直しを行いまして、平成27年度から引き下げ改定が実施される予定です。先ほどもお話にありましたように平均として2.27%の減ですが、これについては内容が非常に大きく2つの柱からなっています。1つは、基本的な部分についてはもうちょっと大きな引き下げになります、4%前後だったと思います。

あともう一つ、その2.27%に平均率がなったということにつきましては、必要に応じての加算が認められます。この加算につきましては、例えばデイサービス等につきまして、いわゆる機能訓練とか入浴介助、それから個別送迎体制の強化とか認知症ケアなど、利用者の必要に応じてさまざまなサービスを行っていくとしっかり充実した施設ができるというような国の考え方であろうというふうに思っています。ですので、私どものほうで今回介護保険料の見直しをするに当たりましても、そこら辺の検討を行いましたけれども、現在の村内の施設の状況がどうなるかということとはわかりませんが、いわゆる基本的なものだけではなく、さまざまなことに関して非常に関心が高く加算について考えているところも多いというふうには認識しておりますので、各施設のほうでそれぞれ工夫をして新しい制度に対応したものになっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 影響といますか、これからいろんな部分でそういったものが現実化してくるのかと思いますけれども、いずれにしても村民の最後のよりどころは行政ですので、ここまでいろいろお聞きをいたしましたけれども、課題山積で大変でございますけれども、ぜひしっかりとお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

ここで昼食時間のため休憩をとります。再開は午後1時10分からといたします。

ただいまから休憩といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開いたします。

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭でございます。さきに通告いたしました質問事項3点につきまして一問一答方式で自席で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、1点目からお願いいたします。

1点目につきましては、国民健康保険の現状の課題と国保の広域化の対応につきまして質問いたします。

前段ちょっと申し上げますが、厚労省では医療保険制度改革案の骨子を提示しました。高齢化で増大を続ける医療費を賄うため、高齢者、現役世代ともに広く負担を分かち合う内容と説明しています。市町村が運営している国保は、2018年度から都道府県に移管して広域化を図り、財政基盤の安定を目指す改革案となっています。運営が市町村から県に移りますが、医療費はふえ続けることも予想されます。医療費の抑制、適正化に向けての努力は必須と考えます。国保税になるか国保料という名称になるかわかりませんが、広域化になりましても市町村での賦課徴収責任は従来どおりと聞いております。各市町村の医療費に対する削減努力と市町村としての役割を受けとめ国保事業に当たることが重要課題と考えます。

現状を見ましても高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等により医療費は高額に推移しています。健康維持の努力は常時必要で、最終的には被保険者には負担増につながるものと認識する中で保険者の指導、被保険者の努力も今後も重要と考えます。対応について質問します。

1 点目、現在医療費が 1 人当たり長年県下で上位に位置していますが、その要因についてお願いいたします。

2 点目、医療費の抑制に向けて努力していること、また、取り組むべきことにつきましてお願いをいたします。

3 点目、平成29年度に広域化が予定されていますが、保険者、被保険者が受ける影響と想定されることは何か。

以上、3 点につきまして答弁をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから、今ご質問になりました国民健康保険の現状と課題についてお答えさせていただきます。

まず、1 点目の医療費が 1 人当たり長野県下で上位に位置しているがその主な要因ということでございますが、ご存じのとおり、近年、麻績村の 1 人当たり医療費はご指摘のように県下で 1 位から 4 位の間で推移しています。もともと国保につきましては、被用者保険に属さない人を対象としていて高齢者や職についてない人が集中するという構造的な課題がありますが、麻績村につきましてそれに加えて次の 3 点が課題かと思えます。

1 点目は、麻績村は他の市町村に比べて高齢化が進んでおりまして、国保の加入者も 65 歳以上の前期高齢者が 5 割近く加入しております。一般的に高齢化に比例して医療費というものは上がりますので、まずこれが状況の大きな要因の一つであるというふうに考えております。

2 点目は、医療費を入院、外来に分けますと、入院件数は全体の 3.1% にすぎませんが費用面では医療費全体の 40% を占めており、保険者の規模の割に入院費用が高く、また、在院日数も長いのが特徴です。

3 点目としましては、先ほど議員からのご指摘もございましたが、生活習慣病に起因すると思われる入院の割合が高く、生活習慣病が早期の段階での改善とか治療がされずに重症化している傾向が見られます。

では、2 番目のご質問であります医療費の抑制につきまして努力していること、取り組むべきことについてお話し申し上げたいと思います。

麻績村といたしましても医療費の抑制は重要課題であります。保険者として最も努力をして改善が見込める事業につきましては、一番最後の生活習慣病の重症化の予防事業という

認識でございます。今年度から特に次の3点を重点に取り組んでおります。

1つ目は、国保ヘルスアップ事業の実施です。国でも村と同じく国保の医療費抑制は重点課題です。国民健康保険ではレセプト、いわゆる診療報酬明細やそれから保健事業の健診情報などさまざまなデータが蓄積されております。これを国保データベースシステムなどのツール活用によりましてデータ分析に基づく保健事業実施計画、一般的にはデータヘルス計画と呼ばれておりますが、これの策定、それから実施評価、改善、いわゆるPDCAに沿った一連の取り組みが全ての医療保険者に求められています。麻績村では平成26年度から3年間にわたってこのデータヘルス計画の策定等に第三者、この場合は国民健康保険団体連合会ですが、ここの支援、評価を行う組織を活用していくことを条件といたしまして、国から計画策定から全般の費用を受け取れるようなヘルスアップ事業というものを開始しております。当村において医療、介護、健診の分析、それからあと、生活習慣病による医療費が高額で重度介護の最大の原因のなっておりますものは脳血管疾患、それからあと虚血性心疾患、糖尿病性腎症などさまざまなものがございましてけれども、これに対する対策を重点に実施していこうというふうに考えております。

2番目としましては、健康フェスティバルの活用です。平成23年度から健康をテーマとしたイベント、健康フェスティバルを社会福祉協議会主催の福祉のつどいと分離をさせて、村民の健康増進意識の啓発を行い一定の成果を上げてきたところであります。しかし、平成27年度からは健康意識向上への啓発事業とはっきり位置づけを行い、通常は人間ドック等しか受けられない科学的根拠に基づいた検査を受けられる機会として捉えたいというふうに考えております。

それから、3番目ですが、加入者へのジェネリック医薬品等への啓発でございます。大変小さい取り組みといえば取り組みなんですけど、新薬と同じ有効成分のある安価なジェネリック医薬品の使用は、医療費の抑制につながる大切な事業の一つであるというふうに捉えております。麻績村では、国保の保険証の交付をする際、全員にこのジェネリック医薬品の説明資料を添付してお渡ししております。また、毎年国保連のデータから特にジェネリック医薬品を使用すると医療費が下がるのではないかとと思われるケースにつきましては、対象者を検索いたしまして全員に勧奨通知をお出しさせていただいております。

いずれにしても、これらの事業について医療機関等のご協力は欠かせません。現在、筑北地域の医療機関と筑北、麻績2村の保健衛生行政担当との連絡会を定期的に行っていますが、今後も医療機関との連携を密にして事業を推進してまいりたい所存です。

ただ、ここで1点お願いをしたいというか私どものほうが自戒をしていかななくてはいけないことだというふうに思っていますが、今の医療費の抑制が医療機関受診の抑制とならないように努力をしてきたいと思っています。医療機関を早期に受けること、それからあと高度先進医療を受けて命を救うということは非常に大切な機能でもありますし、保険の持っている最大の目的でもあるというふうに思っています。ですので、この医療費の抑制が医療受診の機会への抑制とならないように気をつけて施策を実行してまいりたいというふうに思っています。

あと、最後に、平成29年度に広域化が予定されている国民健康保険ですが、保険者、被保険者が受ける影響ということですが、国保が抱える財政上の構造問題解決のため、平成25年10月プログラム法案を提出し、国は国保の運営に関する都道府県と市町村の役割分担についての方向を示しました。これの影響については、次のようなことが想定されます。

まず、保険者、村についてですが、一番大きなものは保険給付などの財政を県が行うために医療費の急激な上昇などによる財政リスクを抱えることがないというのが一番のメリットだというふうに思っています。それから、あと、高齢化など保険者の責務によらない要因により医療費が高くなるといった構造上の財政基盤の脆弱性も、これによって麻績村の場合は緩和されるというふうに考えております。

いわゆる、それから被保険者、つまり加入していらっしゃる方についてですが、まず、今後の保険税について財政運営が広域化で安定すると極端な税率の上昇はないというふうに捉えております。

なお、保険税賦課については、現在のところ県のほうでは分布金方式がとられる予定です。これは、各市町村ごとの医療費水準等を考慮して、財政運営者である県がそれぞれの自治体に分布金を割り当てます。村では、分布金を納入するための保険税率を定め賦課徴収を行います。つまり、徴収の仕組みは各自治体によって異なる予定です。ただ、これも具体的な内容については現在検討段階でまだ具体的に示されておりませんので、今後も国・県の動向には注目していきたいというふうに考えております。

あと、2つ目には、保険給付の決定、資格管理についても、これもまだ国のほうでは検討中ですが、一応申請、届け出の窓口等はおおむね市町村になる予定であるというふうに聞いております。

それから、あと、最後に、保健事業については従来どおり市町村が実施いたします。先ほどから申し上げているとおり、麻績村としては生活習慣病の重症化予防ということは将来の

介護保険にもつながる大変重要な課題でございますので、今後とも保健事業を有効的に実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それでは、再質問させていただきますが、現状につきましてはそれぞれ細かに説明いただきまして、わかりました。厚労省の言っておりますヘルスアップ事業の取り組みをデータに基づいてしっかりやっていただいておりますが、このデータというものは1つには特定健診のデータであり、レセプトのデータでありと、こういうことだというふうに思いますが、特定健診の受診率はどのような状況になっているのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） すみません、今私の手元に今の特定受診率の受診のみの受診率を持っておりませんで、正確な数値のほうがよろしいかと思っておりますので、後ほどこちらのほうは答えさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 恐らく先般の説明の中では六十数%というような報告を聞いた記憶があるわけでございます。問題は、未受診者に対するの対策をどのようにやっているかと、このことでございますが、そこら辺はどのような取り組みをしておりますか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） すみません、先ほど健診のデータがないというふうに申し上げましたが、ございました。特定健診の受診率67.1%、なお、このうちの保健指導実施率は87.2%でございます。

今のご質問でございますが、健診未受診者の中で医療も健診も受けていない方というのが大変やっぱり大きな課題であるというふうに思っています。こちらについても実は特定はされておりまして、健診で受診できない理由は何か、必要に応じてそれぞれまず担当者の中でケース検討を行い、あと、ご本人に直接打診ができる場合、あと福祉担当を通じて指導が必要な場合というふうに2通りに分けて今のところ実施をしております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 対応いただいているということございまして、特に受診しなければいけない人に対して受診指導を行っているということですが、健診結果で既にリスクを持つ

た人、いわゆるほうっておけば重症化になってしまうというような、先ほど対応はしているというような答弁をいただいたわけですが、保健師中心に訪問して面接して相談しておると、こういうことだと思いますが、このことが一般的に言われていますが医療費の削減に大きく寄与すると、こういうことだと思いますので、そこら辺は重点的にさらに取り組んでいただくことが必要だろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、がん検診の受診率につきまして報告いただひている中を見ますと、胃がんなり大腸がんなり肺がんのCT、子宮頸がん、乳がん等があるわけですが、県の目標値は40%ということですが大腸除いては未達成だと、こういう内容でございます。いわゆるがんにつきましては早期発見、早期治療、これが大原則になってきますので、そこら辺はどのような考え方、取り組みをしているかということと、もしわかれば受診率と罹患率はどのように担当部署では捉えているかというところを答弁いただければありがたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 最初に、その今の受診率と罹患率の関係ですが、現在私のほうではそのデータは持っておりません。後ほど、こちらに関しましては保健師のほうに確認をして、データのほうは確認させていただきます。

実は先ほど申し上げましたようにデータヘルス計画を現在策定中で、そちらのほうに詳しいデータが載る予定にはなっているんですが、平成26年度のデータヘルス計画の策定が総論部分のみでございます。現在議員のおっしゃられたような細かな情報につきましては各論部分に入ってきますので、それにつきましては平成27年度以降の策定になるというふうにお考えいただければありがたいかと思ひます。現在データヘルス計画を作成していく中で、個々のその今のがん検診の受診率及び今後の保健指導等につきまして改めて検討してまいりまして、そこにつきまして今のデータヘルス計画のほうに載せて今後の健診等、それからあと指導等の実施を行っていく予定でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今そういうことで整理中、データを整理中ということですが、けれども、これ重要なところだと思ひますので、ぜひ早急にその実態を把握して、いわゆる未受診者に対しての奨励をしていかなければいけないことだろうというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

次の質問に入りますが、各趣旨に関連しますけれども、医療費について質問をいたします。

県の情報を見るわけですが、国民健康保険のデータとしては最新のものは24年度でございましたけれども、内容を見ますと当村1人当たりの医療費が高いわけですが、その中で診療費用、外来なり入院なり歯科では県下で23位でございました。調剤とか訪問看護、療養費10万864円入れると金額が伸びまして県下の4位になっておる、こういう実態でございます。そして、受診率が県下で4位であると、これ例年非常に受診率が高いわけですが、このような現実の実態として受けとめざるを得ないかと思えます。

平成23年度、その前の年を見たわけですが、調剤の金額が明記されておりまして8万1,500円と、こんな金額で医療費全体では38万7,000円ということで県下1位になっておるわけです。恐らくこの傾向というものは毎年変わらないと、こういうふうに推察しているところですが、現状は担当者の皆さんのほうがより把握しているかというふうに思えます。これ、前段ちょっとお話ししておきます。

一方、被保険者からは国保税が本年度平均で15%アップされたということの負担増になっていることの見解をたびたび問われるわけですが、医療費と比例するものでありやむを得ないというようなところもあるかと思えますが、このものも全県見ますと市町村の格差が非常に大きいということも事実であります。

そこで、国保税、国保料といいますか、26年度の実態を長野県社会保障推進協議会で情報公開しております、これは県の保険医協から調べたものでございますが、所得150万、資産3万円、夫婦と子供1人世帯で比較してありましたが、保険税といいますと支援分なり介護分を含めたものでございますが、当村で計算しますと32万5,400円と、対所得費21.7、前年比26%のアップということで県下2位というような実態でございました。最低が17万円でございますので、この実態を見ても負担感はかなりなものとなっているというふうに思えます。このことも国保事業の大きな課題ではないかということを感じるわけでございます。

このような状況の中で、前段、健康指導をしっかりとやっていただいております、こういう話でございまして、少しでも医療費が抑制できないか、保険税が下げられないかというふうに考えるわけで、今医療費が削減できることはないかというふうに考えるわけですが、先ほどジェネリック医薬品の使用、推進というようなことの話がありまして、いわゆる後発医薬品の積極的な使用促進が考えられますが、どの程度切りかえているかということがわかれば教えていただきたい。まだ、データ化でまとまっていないことになれば結構でございますが、ご質問いたします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） すみません、今のお話ですが、ジェネリック医薬品ではなくて、いわゆる初期開発の医薬品を使っていてジェネリックにかえられるであろうという方の検索というのはできます、先ほども申し上げましたように、こちらのほうで全て通知をお出ししているというのが実態でございます。ただ、現在のシステムの中ではジェネリック医薬品にどの程度かえられたというものを検索するシステムはございません。ですので、大変申しわけありませんが、現実にこちらのほうで広報した方の何%がかえたとか、それがどのぐらい医療費に反映されたかということについては、現在のところデータを持っておりません。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） これから使用促進をしていただくということだというふうに思いますが、今の厚労省にしても県でも各市町村でも非常に力を入れている部分だというふうに思います。前段ちょっと24年度、23年度の調剤がどの程度のウエートを占めているかというところを報告したのは、その医療費のシェアのかなりの部分を占めておるというところを言いたかったわけですが、厚労省の情報を見ますと、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の負担軽減を比較して既に促進サービスしている行政もあるというような資料もありまして、これはお金もデータを集計しますので費用がかかりますが、費用対効果を見る中でそういう比較して個々にデータを出している、全国の場合ですけれども市町村もあるというような報告もいただいております。

そんな中で、先ほどカードを提供して使用推進を図っているということでございますが、具体的なやっぱり事例を持ちながら推進するということがなければ、いわゆる利用する方もただこういう調剤があるということだけでは進まないだろうと、このように思いますので、厚労省でも従来30%のジェネリック医薬品のシェアを平成30年度までには60%というような計画をもって大々的にジェネリック医薬品の使用を進めておるわけでございますので、そんなことも置きながら取り組んでいただければ医療費の圧縮になるのではないかと、このように考えるわけでございます。

もう一点、受診率が非常に高いわけございまして、データは恐らく村のほうへは来ているかと思っておりますけれども、いわゆる受診率が高いということは重複なり頻回受診率が多いというふうに捉えるわけでございますが、同じ病気で複数医療機関を受診している人が多いのか、または、同一月に何回も受診しているということか、そこら辺私はわからないわけですが、そのような状況は把握しているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 担当のほうでは、今の重複受診の関係については一応把握させていただいております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そういうことで把握しているということですので、恐らく受診指導を行っている、把握しているということは受診指導を行っているというふうに理解します。そうしますと、調剤につきましても回数が多いと重複したいわゆる投与期間が薬を余分にもらうような感じにもなってきますので、そこら辺もチェックしながら医療費圧縮に努めていただく努力をしていただければと、このように感じるわけでございます。

それでは、3点目の国保の広域化につきまして、これからのことですので、国のほうの方針が出されて、県でも平成22年度から検討委員会が開催されて現状の課題解決に向けて具体的な方針も出されているような資料もありまして、広域化によって、前段説明ありましたとおり、財政安定を図ることが狙いにあるようでございますが、いずれにしましても市町村間の国保料、医療費の格差が大きいわけございまして、市町村での医療費削減努力に対して、これに対して交付金も考えるというような方針も出ております。したがって、いかに医療費削減を各市町村で取り組むかということが重要だというようなところも出ておまして、今話の出た後発医薬品の使用の促進についても載っておりましたので、医療費削減努力につきましては最善を尽くす努力、風土、醸成をしていく必要があるだろうと、このように思っております。

それから、広域化によりまして住民サービスが低下しないようにしていただきたいと、このような要望をしておきたいと思いますが、コスト削減も図られる面もあると思ひますし、健康予防につきましては引き続き強化いただきたい。そういう中で医療費の適正化が図ればと、このように思ひますので、今後のこととてございませうけれども、国保会計につきましてはそれなりに大きな期待を持って被保険者はおるといふふうにかえませうので、そこら辺のいわゆる被保険者の対応をしっかりとやる中で、国保会計が安定化に向けて進むように担当者の間でもご努力をいただければと、このように要望申し上げておきたいといふふうにかえませう。

次の2点目の農業施策につきまして質問させていただきます。

村の産業として農業最優先として今までも施策もされてきておると、このように理解しております。今後もその取り組みに変わらないといふふうにかえませう。現実、ため池の改修なり用水路の改修等、要望にこたえていただいているといふところとてございませうけれども、担い手の高齢化なり担い手不足、価格の低下から生産性の悪化、加えまして立地条件、零細規模

等、現状を維持することの困難さは根底にあるわけですが、農業者の頑張りなり、そして国の施策もあり、何とか維持されていると思われま。

質問の趣旨になりますが、村の産業、農業の主品目である稲作につきまして、米価の暴落、今後は生産調整の廃止、T P P、担い手の高齢化、補助金制度の変更等、経営環境の悪化の一途であります。このような状況下で村の産業である稲作経営をどう維持していくか大きな難題であります。一方、住民の元気さの根源でもあり地域を維持する上にも重要な農業です。今後の対応策につきましてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、稲作農家の経営悪化に対する対策はということでご答弁させていただきたいと思ひます。

国では農業を足腰の強い産業としていくために、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために政策を推進し課題を解決して取り組もうということで今国のほうで進めておりますが、米政策についても大きく変化をしているところでございます。

平成30年度以降は米の直接支払交付金制度もなくなるというところもござひます。また、行政による生産目標配分もなくなるというような状況になっておりまして、ここ数年、米価も下がり気味ということで、本年度についても若干下がり気味というような状況でなっております。

そのような状況の中で地域の稲作農家の経営は大変厳しいような状況ということで理解しているところでござひます。

今後はというところもござひますけれども、今後日本型の直接支払制度、中山間直接支払制度ですとか多面的機能支払交付金制度等の交付金制度の有効活用、また、それに伴いまして村内でも若干動きが出ておりますけれども農地の集約化等集落営農等の支援、また、平成27年度見込みで1人ござひます新規就農者の支援など、米政策の支払交付金等、また、国の制度を活用する中で団体等の支援を進めていければというふうにも考えております。

また、支援をするとともに商品の商品価値を高めていかなければいけないというようなことで、今試みとしましては麻績村の美味しいお米を統一的な基準でどんなところに売のかというような調査、確認をするということで、今現在全国レベルで確かめようということで米食味分析鑑定コンクールの国際大会というところにお米を出して評価をしているところでござひます。この大会につきましては平成24年度から出品しておりまして、平成26年度、約4,400件弱の出品があるというような大変大きな大会でござひます。お米も食味検査となっ

ていきますと、70点が普通のお米、75点以上がおいしいお米と言われるような数値でございますけれども、麻績村で出品されておりますお米につきましては80点台から90点というお米も出てきており大変高い評価をいただいております。また、出品されたお米については二次審査までほとんど行っているというような状況で、平成25年度にはお米の専門新聞にも取り上げていただいたというふうな状況でございます。

このような状況を踏まえまして、今後PRですとか農家の皆さんに自信を持っていただけるような方策もとっていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それでは、数点ちょっと質問させていただきますが、ある新聞にちょっと記載されていたんですけれども、今の稲作農家は地獄の手前にいますというような記事が載っております、このことは米の概算金が26年度大幅に引き下げられました。稲作農家の苦境が報じられた言葉だというふうに思っております。1俵当たり2,000円ですか、下落しております。

県の経営指標なりJAからの資料を見ましても、現在の価格では非常に収支条件は厳しい状況といたしますか、詳細に計算しますと生産費は賄えないような状況もあるわけございまして、今後TPPの動きなり国の補助政策の動き等々を考えると稲作の前途に光が見えないということだろうというふうに思いますが、そうしますと自然に荒廃地化してしまうおそれ強い気がします。転作も廃止されたりということになりますと、販売競争は激化して価格はさらに低下されるだろうと。生産コストが下げられればと思いますが限界と言われている状況ございまして、自立した稲作経営は極めて厳しい状況にあるのではないかとということで、個人では限界に近い状況ではないかと。それを維持するために、できることを生産者なり集落なり関係機関で模索するために行政としてリーダーシップをとるべきだと思いますが、そこら辺の見解ありましたらお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） ただいま議員おっしゃいましたとおり、平成26年度の米の仮概算払いにつきましては前年に比べて大分下がっております。また、苗代から除草剤、肥料、また管理という面でございますと、今現在の概算払いでございますとちょっと採算がとれないというような状況が出ておるところでございます。

そんな中で先ほどもちょっと申し上げましたけれども、中山間の直接支払制度等を活用する中で、少しでもいければというところと商品価値を高めるもの等のももございまして。ま

た、いろんな制度を使う中で、地域で集落営農組織等の今模索している地域もありますので、そんなような地域については村としてもいろんな面でご協力をできればというような形で考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今将来の担い手をどうするかということの答弁もいただいたわけでございまして、まさにそういうことだというふうに思いますが、担い手を誰になってもらうかということでございます。今言った集落または営農組合といいますか、そういう法人化ができるかどうか。または、地区内での農地の流動化なり県の間管理機構の活用なり、新聞報道によりますと都会には田舎暮らしをして農業をしたいという人も多いというふうに聞くわけでございますが、地方創生の中でそういうものは取り組みができるかどうか、生産性の問題が根底にありますので容易ではないことはわかりますが、そこら辺の可能性を求める、少しでも可能性を求めて政策検討をお願いしたいと思いますが、そこら辺の考え方ありましたらお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 大変厳しい営農状況で、高齢化が進む中、遊休荒廃地が多くなってきているという中で、村としても庁内で検討委員会も今現在立ち上げて、将来的に担い手をどうしていくかというようなことも今現在進めておるところでございますが、小さなところから徐々に進めていきたいということで、平成27年度からも若干進められる部分があれば進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そういうことで、可能性、1人でも2人でもと、そういうものを求めてやっていかざるを得ないという環境だというふうに私も思いますので、ぜひ検討委員会なり関係機関の会議を持ちながら体制づくりをしていただければありがたいと、このように思います。

それから、先ほどいわゆる食味の関係のいわゆるブランド米について話があったわけでございまして、生産調整がなくなりますと各産地の競争が激しくなるわけでございまして、いわゆるブランド米をつくっていかねば生き残れないというような可能性も十分あるわけでございまして、先般の農業再生会議におきましても多くの意見が出ていたと、このように思っております。おいしい米と言われるブランド米、米のブランド化の取り組みということで、一部はぜかけ米、いわゆる需要に届かない、生産が届かないというような話がありまし

たけれども、生産性を見ると価格差が1俵300円というのはわずかで価格的魅力も若干低いというような話もあったわけでございます。

いずれにしても、これから生産調整がなくなりますと産地間格差はさらに拡大してくると、そういうものを想定しながら産地形成を図っていかざるを得ないということでございますので、先ほど取り組みはしている話はしましたが、やっぱりここら辺の点も関係機関での研究会とかそういうものを開く中で少しでも明るいものを見出す必要があるだろうと思いますが、そこら辺はどのような考え方を持っているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） お米の食味検査のブランド化というところで、今まで現状調査とPRということを主にやってきました。直売で都会のほうへ行きましても、ただ単に売っているだけでは売れないという中で、食味検査のこのような結果が出ていて一度お試しくださいというような中で買っていただけるというようなことも出てきております。また、今、「あさつゆ」さんでもおみごと米というようなことでふるさと納税で出しておりますけれども、関係の皆さんとご相談しながらいい方向が見つかればということで、これからも模索してまいりたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 非常に大きな課題でございまして国政の後押しというものも必要ですし、個々での解決というのは非常に難しいわけでございますが、今課長から答弁ありましたとおり、多くの皆さんから意見を出していただく中で少しでも打開策を見つけていただければと、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、3点目の地域おこし協力隊と地域活性につきまして質問させていただきます。

所管であります総務省の次年度予算を見ましても、増額しまして国としても力を入れている事業であり、地方では高齢化率が高く人口減少が著しい過疎地域では担い手をどう確保するか難題を抱え、一方、都市部の住民ニーズである地方、自然の中で暮らしてみたい等地方に魅力を感じる人が多い中で、それぞれの思いが合致した事業と言われております。

地方では非常に期待も高まっていると思いますが、今までに延べ十数名の活動があるわけですが、なかなか村民のこの事業に対する理解度はさまざまと率直に今感じているところでございます。それはいろいろな意見があるということでございまして、逆に考えてみますと関心は強く期待度も強いということかもしれません。住民理解あってこそ認められる事業と考えるわけでございますが、どのような活動、行動が理解を得られるかと、もう問われて

いるのではないかというふうに思います。

今までも議員から数回の質問も行われておりますし、背景は同じではないかというふうにと思いますが、今回質問したいことは、採用時に隊員希望者の将来を含め当村への意気込みをどのように捉えての採用になっているのか、そこに地域活性の本意があるのではないかということで質問をいたします。

任期につきましては1年ですので、1年。最長3年ですので今後も採用を続け継続を考えていると思いますが、1点目に人目的にはどのような考え方を持っているか、2点目に採用時に村として適正判断をどのような面を重要視しているか、3点目に協力隊への遵守事項があり、地域住民との関係について理解を求めているか、4点目に定住率はどうか、どう考えているか、以上、答弁をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、ご質問に対して順次お答えをさせていただきます。

全国では地域おこし協力隊の数ですが、25年度につきましては978名ということで、28年度を目途として約3,000人にしたいというようなことで国のほうでは考えております。また、知事につきましても今現在の人数の2倍にしたいというような意向を示しております。

当村におきましては国・県の望む増員まではとても考えておりませんが、今後は先ほどの農業振興の関係でもございましたとおり、遊休荒廃地、農地の復旧をさせていきたいというような取り組みを、協力隊の能力とそれから経費のほうを使いまして始めていきたいというふうに考えております。ですので、27年度におきましては若干多少多目の人数で始めていきたいかなというふうに考えております。また、当初予算のほうでご審議いただくところでございます。

ただ、増員する場合においてやはりちょっと課題がございまして、協力隊、全て地区の空き家に住ませているのが実情でございます。なかなか住めるような住宅が準備できないというのが実情でございます。居住、いわゆる住居の片づけをしないままに一旦閉じてしまった住宅を住めるようにするには非常に経費と時間がかかってまいります。地区の中に住ませてこそ協力隊としての意味があるかなというふうに考えますので、この方針については通していきたいかなというふうに考えております。

2点目でございますけれども、当村の協力隊につきましては、募集方法は村が希望する目

的で募集をかけております。まずは、募集に対する内容についてやる気があるか、意気込みがあるかという点に一番重きを置いて採用をしております。次に、村民あるいはお互いの隊員同士のコミュニケーションがとれるかどうか、そういったような人格を見させていただいております。次いで、村、いわゆるこういう村の中に住みたいかというような気持ちを持っているかどうかという点について聞いております。

協力隊、全国におきましても、先ほど申しました978人ということでございますけれども、今後はさらにふえていくということとなります。やはりやる気のある人材をどう確保するかというのが非常に難しい一つの鍵となってくるのではないのかなというふうに見ております。

それから、協力隊は村の職員ではございません。しかしながら国から地域活性化策として交付税措置をされている財源を使ってお願いをしているか、動いていただいているか、活動していただいているかというものでありますので、村からいわゆるお金、経費、車などの経費が出ております。この辺は村、村民とのかかわり合い方、言動、行動、この辺のところに責任と自覚を持たせるとともに、地区の一員でもございますので地区の活動に参加をなさというふうなことで指導をしております。

それから、村において延べ13名の協力隊が活動してまいりました。隊員をした後、村に住んでいる者が今現在2名おります。また、現在の活動をしている隊員の中でも四、五名は、本当はこの村に住みたいんですがという相談を受けております。希望のとおり定住ができれば本当に5割、今まで採用した中の5割が定住をしていくというような形になるんですが、一番、これから協力隊が切れた後に、任期が切れた後に生活する収入をどのように得ていくかということが非常に重要な課題となってまいりますので、何とか協力といいますか指導なり力に加わっていききたいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それでは、ちょっと数点質問させていただきますが、これからの採用計画の中では荒廃地解消に向けての協力隊を確保していきたいということですね。加えて、採用時につきましては本人の意気込みを一番重点的に面接時に重視しておるということですが、やっぱり本人の意気込みがあるかどうかということは、具体的に活動内容を示して、そのものに対して本人がそのものだったら自分としてもやってみたいというか協力隊として活動したということになるかと思いますが、具体的な活動については3点目に遵守事項がありますかというところの問いにかかわってくるわけでございますが、例えば遊休荒廃地の解消

について現在もやってもらっておりますが、そのものを構築して地域に復旧するまでこれ年数かかるかもしれませんけれども、ある程度構築をしろというようなところまで本人と採用時点で意気込みを確認できるかどうか、しているかどうかというところを、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

課長に申し上げます。所定の時間が迫っていますので、答弁、簡潔にお願いします。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） できる限り、その辺につきましては自立できるような、そんな農業になっていけばいいかなというふうに思っておりますので、指導しながら採用のほうを検討いたしております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

塚原議員に申し上げます。最後の質問になろうかと思えます。残り4分ですので、簡潔によろしくお願いします。

○5番（塚原義昭君） わかりました。

協力隊の活動の主たる目的は何かというところ、個々違うかと思いますが、明確にすることがやっぱり地域の皆さんからもその活動に対しての理解が得られるところではないかと、このように思いますので、今までの努力につきましてはそれぞれ十分理解しているところでございますが、より今後人員もふやすということでございますので、目的に沿った活動ができるようお願いをしまして、質問を終わりにします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 最後に、私のほうから答えさせていただきたいわけですが、実はこの地域おこし協力隊、私としても力を入れている政策でございます。この今最後に議員おっしゃられました一番の目的はというところでございますが、やはりこの一番の目的というのは、議員が先ほどからおっしゃっておりました、最終的にはこの地域にこの皆さんが定住をして、そしてこの皆さん、若いこの皆さんがこの地域を元気にしていく、地域を活性化していく、そこに目的があるのではないかなと、こう思っているんです。

実は、この辺につきましても昨年、総務大臣が村に見えていただいたときに、その後国のほうへ改めて今の地域おこし協力隊制度についてのご要望等を審議官にお願いに行った、相談に行った、その際にも審議官のほうからもはっきり言われたわけでございます。国の考え

方、やはり今申し上げたように最終的には地域につくことだと、だからそれに向けて総務省として、国としては支援をしていくから村のほうでもという、こんな話でございますので、村もそういった精神に基づいて、これからの地域おこし協力隊をしっかりと支えていきたいと、こう思っておるわけでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 以上で、5番、塚原義昭議員の一般質問は終了しました。

以上で、通告されました5名全員の一般質問は終了しました。

◎委員長報告

○議長（尾岸健史君） 続きまして、日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

峰田和総務経済委員長。

〔総務経済委員長 峰田 和君 登壇〕

○総務経済委員長（峰田 和君） 総務経済委員会に付託されました請願1件、継続審査の陳情1件の審査結果を受付番号順に報告いたします。

審査した結果は、請願、陳情、要請等審査結果報告書のとおりでございます。

第26－15号の戦没者御遺骨帰還に関する法律制定の賛成する意見書提出を求める陳情書については継続審査といたしました。

今日の我が国の平和と繁栄は、さきの大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲の上に築かれていることに思いいたし、改めて哀悼の念と深い感謝の念を禁じ得ません。今もなお帰還されていない多くの戦没者御遺骨を一刻も早く祖国にお迎えすることは、政府として当然の責務です。昭和27年度から南方地域において始まった御遺骨の収容は127万柱となり、海外戦没者約240万人のうちの約半数になりました。政府は民間団体等の協力を得ながら平成26年度から収集を強化する方針を立て、政府指導で戦没者の帰還を推進し、戦後75年となる平成32年までを集中実施期間としています。

これらを踏まえ、今後の国の動向を見きわめる必要があると判断し、当委員会では再度継続審査とすることと決定いたしました。あわせて、継続審査申出書を提出するものです。

次に、第27－1号ですが、集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよ

う関係機関に意見書を提出することを求める請願については、継続審査としました。

政府は、昨年7月1日の臨時閣議で集団的自衛権行使容認を決定し、関連法の改定に向けて準備に着手しています。戦後我々日本人は安全保障に関する真剣な議論を通じて、平和憲法の理念を堅持しながらも現実的な政策を積み重ねることによって平和を維持してきました。今回の閣議決定を見ると集団的自衛権を発動するためには厳しい条件が付されており、集団的自衛権が行使できるようになったからといって憲法の平和主義が崩れるわけではありませんが、近隣諸国を初め各国との間にあって不要な緊張状態と敵対関係を深めることも懸念されなくはありません。

国を超えて誰しもが平和的に生存していけるような国際関係を築くためには議論をもっと深めるべきとして当委員会では結論が出ず、継続して審査するものと決定しました。あわせて継続審査申出書を提出するものです。

以上、総務経済委員会に付託されました請願1件、陳情1件の審査報告といたします。

○議長（尾岸健史君） 第26－15号 戦没者御遺骨帰還に関する法律制定の賛成する意見書提出を求める陳情書について採決します。

ただいまの委員長の報告によると、第26－15号の陳情については継続審査とし、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第26－15号の陳情については継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第26－15号の陳情については継続審査とすることに決定しました。

続いて、第27－1号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願について採決します。

ただいまの委員長の報告によると、第27－1号の請願については継続審査とし、閉会中の継続審査申し出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第27－1号の請願については継続審査とすることにご異議ございませんか。

塚原議員。

〔3番 塚原利彦君 登壇〕

○3番（塚原利彦君） 私は、総務経済委員会に付託されました本請願に委員長報告の継続審

議扱いとすることに反対の立場から意見を述べさせていただきます。よろしいでしょうか。

ただいま総務経済委員会へ付託をされました集団的自衛権の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願について、委員長報告の継続審議扱いすることに反対の立場から意見を述べさせていただきます。

周知のとおり、安倍政権は昨年7月1日に集団的自衛権行使容認の閣議決定を行いました。これを受けて全国多数の自治体議会から、この閣議決定の撤回や慎重審議の意見書が次々に提出されています。本麻績村議会でも昨年の9月定例会にて集団的自衛権に関する閣議決定を見直し、十分な国民的議論と国会での慎重審議を求める意見書を提出しています。

昨年12月の総選挙では政府自民党は専らアベノミクスのみを訴えて選挙を行い、国のあり方の根幹とも言えるこの憲法解釈の変更について国民に是非を問う姿勢はほとんどなく、選挙公報を見ても集団的自衛権の文字は見られませんでした。そして、現在行われている通常国会の冒頭で首相は、安全保障についても国民の真意をいただいたとの表明をいたしました。

しかし、昨年末の総選挙で自民党の絶対得票率、これは有権者数に占める得票割合ですが、これはわずか17%にすぎず国民の真意を得たとは到底言えません。国会での議論を通じても国民の不安が解消され納得がいく状況には至っておらず、その後の世論調査でも憲法解釈変更への不安や反対の声は依然として多くあります。

政府は、先ごろのイスラム国による人質事件もあり自衛隊の海外派兵の必要性を示しますが、集団的自衛権行使はこれとは別物です。それは他国の軍隊と広範囲にわたり行動をとることであり、その行使の歴史は他国への干渉と軍事的な戦略に使われただけです。

また、日本が同盟国などと軍事的な行動に加われば相手国やテロ組織からは敵国とみなされ、国内外でのテロの脅威が現実的になります。

そもそも集団的自衛権の行使は現憲法とは根本的に矛盾しており、歴代の内閣も集団的自衛権の行使は違憲としてきました。それを閣議決定だけで解釈を変え関連法の整備をするなど、民主主義、立憲主義から逸脱した行為と言わなければなりません。

安倍内閣は5月の連休明けにも関連する法律の改定案を国会に提出する意向とも言われていることから、私は現段階で本請願の採択、意見書を提出すべきであると考えます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） ただいま3番、塚原議員から継続審査とするのではなく採択することを希望する旨の発言が出されましたので、これから討論を行います。

継続審査することに賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） 討論なしと認めます。

これから第27－1号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願について採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は閉会中の継続審査です。第27－1号を継続審査することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾岸健史君） 起立多数。

したがって、第27－1号の請願は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で平成27年第1回麻績村議会定例会第2日目を散会といたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時14分

平成27年第1回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成27年3月10日（火）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 2 議案第 1 号 麻績村行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 2 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 4 議案第 3 号 麻績村若者定住促進住宅建設事業住宅新築工事変更請負契約について
- 日程第 5 議案第 4 号 麻績村大峠農村公園活性化センター指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 5 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 号 教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7 号 麻績村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8 号 麻績村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 9 号 麻績村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 11 議案第 10 号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 11 号 麻績村指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 議案第 12 号 麻績村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について

- 日程第14 議案第13号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 麻績村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第18 議案第17号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について
- 日程第19 議案第27号 麻績村保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第28号 麻績村教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第29号 麻績村保育所設置条例の全部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 平成27年度麻績村一般会計予算
- 日程第23 議案第19号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成27年度麻績村水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 平成27年度麻績村介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 平成27年度麻績村観光事業特別会計予算
- 日程第31 議案第30号から議案第38号まで一括上程
- 議案第30号 平成26年度麻績村一般会計補正予算（第9号）
- 議案第31号 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第32号 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第33号 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第34号 平成26年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第35号 平成26年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第36号 平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第37号 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第38号 平成26年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）
-

出席議員（7名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 小山福績君 | 3番 | 塚原利彦君 |
| 4番 | 宮下仁雄君 | 5番 | 塚原義昭君 |
| 6番 | 峰田昶君 | 7番 | 坂口和子君 |
| 8番 | 尾岸健史君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

- | | | | |
|------|--------|----------|-------|
| 村長 | 高野忠房君 | 副村長 | 塚原勝幸君 |
| 教育長 | 飯森力君 | 村づくり推進課長 | 宮下和樹君 |
| 総務課長 | 柳原俊文君 | 振興課長 | 宮下利秀君 |
| 住民課長 | 峰田江津子君 | 観光課長 | 塚原敏樹君 |
| 教育次長 | 森山正一君 | | |

事務局職員出席者

- | | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 臼井孝夫 | 書記 | 岩淵美奈 |
|--------|------|----|------|

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員7名です。定足数に達していますので、平成27年第1回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度麻績村一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

質疑を行います。

承認第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、承認第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、議案第1号 麻績村行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、議案第2号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第3号 麻績村若者定住促進住宅建設事業住宅新築工事変更請負契約についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、議案第4号 麻績村大峠農村公園活性化センター指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、議案第6号 教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、議案第7号 麻績村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、議案第8号 麻績村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第9号 麻績村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、議案第10号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、議案第11号 麻績村指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第13、議案第12号 麻績村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第12号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第14、議案第13号 麻績村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。質疑を行います。

議案第13号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第15、議案第14号 麻績村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第14号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第16、議案第15号 麻績村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第15号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第15号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第17、議案第16号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更について

を議題といたします。

質疑を行います。

議案第16号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第16号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第18、議案第17号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第17号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第17号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第19、議案第27号 麻績村保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第27号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第27号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第20、議案第28号 麻績村教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第28号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第28号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第21、議案第29号 麻績村保育所設置条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第29号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第29号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第22、議案第18号 平成27年度麻績村一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に区切って行い、最後に全般について質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に分け、最後に全般について行います。

初めに、歳入について、質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） 質疑なしと認めます。

以上で歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出全般について、質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 坂口です。

39ページの地域おこし協力隊に絡むものですが、一般質問等もありましたし、私も前もやりましたけれども、今回任期終了後の支援体制として、1人につき起業する場合は100万円という措置がなされたということは非常によかったと思います。麻績村においても、協力隊が大勢見えているんですけれども、今までの利用者、また、現在活躍していただいている協力隊のメンバーの中で、今後起業に関心を持っている方がいらっしゃるかどうかということと、それから、もしその方々が起業する場合に、その専門分野の指導者等に関してはどのように考えているか、お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今現在起業ということに対しては、考えている方も確かにいます。ただ、今県のそういったセミナー等に出席をして勉強をしているという段階であって、まだ起業するということでは申し出は出ておりません。ですので、それに対して指導者という関係ですけれども、まだその辺については何ともお答えできないところであります。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 納得しましたけれども、地域おこし協力隊に関して推進課のほうでバックアップをしていると思いますけれども、そのほかのところで、住民サイドと一緒にやっているような方というのは、内容によってはいらっしゃいますか。

例えば、ついこのごろ、矢倉のしょうゆづくりがとりあえず1回目できたということで、

私もいただきましたし、今後、もしそういうことが村内の中でやっていきたいというような希望があったり、または村民の中から、これはいいではないかというような意見が出た場合に、地域おこし協力隊の人たちが中心にやっていくのか、地域住民を巻き込んで一緒にやっていくか、そこらのところのバックアップというか、その考えはどうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 協力隊というものの自体は、協力隊が地域をバックアップするものであって、協力をいただいているわけなんです、地域が協力隊をバックアップして育てていくという基本的なところはその全く逆のことですので、その辺のところはご理解いただければと思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 内容的には一応理解はしておりますけれども、麻績村の体制として、そういうことに今後も住民の人たちが村づくりに貢献できるような体制づくりをつくっていただけるような施策を希望していきます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出全般についての質疑を終わります。

それでは、歳入歳出全般を通じて質疑のある方の発言を求めます。

小山議員。

○1番（小山福績君） 1番、小山福績です。

歳出の衛生費の67ページの節の一番上の不妊治療支援事業補助金というのが80万円盛られているわけですが、私も以前に、平成26年6月定例会で、こういう制度が必要ではないかということを村のほうへ申し上げまして、形になったわけですが、これは県の補助金を除いた中で村で対応していくというふうに捉えています、相談窓口ができたというふうにも自分としては捉えていますので、広報、また館報等に、麻績村もこういうことに前向きに取り組んでいるんだということを村民のほうへ知らせていただくように、そちらのほうの努力もしていただきたいと提案しますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今ご提案をいただきましたが、まさしくそのとおりで、この事

業自体が非常に新しいものですし、いろいろな方の待っておられた事業であるようにも思っています。ただ、広報の仕方としては、大変難しい面もありまして、一応一般的な広報としましては、今おっしゃられたように広報紙等を活用しまして、このような制度ができたということをお知らせしていきたいと思えます。

あと、個々のものにつきましては、県のほうから相談窓口、県のほうから回ってくるもの、それと、保健師のほうへ直接相談にあるもの等拾い出しを上手に行いまして、連携をもって行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 予算を盛ったからこれでいいということではなく、継続的にやっていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございますか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 97ページの教育費に関する問題ですけれども、教育委員会の予算説明のときにいただいた資料の中の特別支援学級編制の中に、対象者が知的と自閉を含めて10名いるという数字が出されております。村の教育方針としても、そういう支援の子供たちをバックアップして地域の中で一緒に教育ができるようにということに力を入れていることに対しては、非常にありがたいと思っておりますし、いいことだと思っております。

そこで、職員の賃金についてですけれども、資料の中から言いますと、知的が2年生に2人、3年生が1人、4年生が1人、5年生が2人で知的が6名、それから、自閉が5年、6年が1名ずつ、2年生は2名、合計10名というふうになっています。この職員配置、先生方の配置はどんなふうになっていますか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（飯森 力君） 加配を受ける中でやっております。そんな関係で、小学校の部分で先生方の部分で調整しながらやっているということでございますので、詳しくそこへ何人つくとか、そういうことはちょっと今不明ですので、もし必要なら調べてみたいと思えますが、よろしく願います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 不明ということは、今までも1学級に2人の先生体制だとかありましたよね。そういうことで、まだ現在のところでは、新年度4月から以降の先生方の配置については、その子供たちに対して何人つくとか、かたくり学級だとかいろいろありますけれども、要支援学級についての配置もわからないということですか。それで、そこに配置される先生方の賃金についても、臨時職員とかということが県費だとか、村費だということも現在まだわからないということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 学校の教職員配置については、先生、学校のほうで進めております。そんな中で、加配、県費で支援についてきている部分はそこへ入ろうかと思えます。そのほかそれにフォローするために村費の負担を与えていくというような形になろうかと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

小山議員。

○1番（小山福績君） 1番、小山です。

歳出の95ページの教育費の節の部分に報酬がありますが、筑北村麻績村学校等統合検討会議委員費というのが7万7,000円盛られているわけですが、筑北村のほうでは既にこの会議を終了したいということになっていると思うんですが、麻績村も、名称も麻績村という名前に変えていくのか、これをまた継続していくのか、その辺もちょっとお聞きしたいのと、2月末に村民から私のところへ電話がありまして、昨年8月25日に村長から教育委員会のほうへ諮問されている麻績村の今後の学校という部分のことで、保護者、また村民に半年以上たつのに中間報告、また、いつまでに答申ができるという公表が全くされていないという相談を受けましたが、その辺はどのように今後対応していくかお聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（飯森 力君） まず最初に、筑北村麻績村学校統合検討会議の委員の名称でございますが、おっしゃられるとおりでございます。しかしながら、麻績村として今検討している部分のところで、もし検討の必要があればということでここへ計上させていただいたんですが、名称については決まっていないということでございますので、現在のところこの名称を使わせていただいて、予算に計上させていただいた部分でございます。

それと、今の検討はということで、先ほどの2点目でございますが、現在教育委員会では

検討を鋭意進めております。そんな中で、中間報告というようなお話も今出たわけでございますが、中間報告できるような部分ではまとまっていないということで、大まかなところは出てはきておるんですが、現在今後の麻績村の教育のあり方をしっかり調べる中、検討、協議する中で麻績村の学校の体制をどうするかということで検討に入っております。

なお、その検討結果、回答、答申等につきましては、できるだけ速やかに早く出していきたいというふうには思っておりますが、まだもう少し時間が必要かというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） そうすると、答申については、今のところ期限はいつということは答えられないということですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 検討結果にもよろうかと思いますが、いつ、何月に答申を出すということは今のところ申し上げることができないということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 保護者の皆さんとか、村民の皆さんに、いつまでも何をやっているんだということを思われないうちに、なるべく早い段階で、答えを出すという言い方はありませんけれども、方向性だけでもきちっと出していくべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございますか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の件に関してですけれども、村長が教育委員会に諮問を出した時点で、いつごろまでにはという村長の考えはないのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうから教育委員会に、専門の部署にお願いしたという経緯でございますが、大きく2つのことについて検討をさせていただいておるわけです。特に旧坂井村、そして麻績村と共同でやっております筑北小学校のこともございます。それから、筑北地域全体の学校統合という話も途中でとまったと、そういうふうな状況でございますので、まず、特に中学の関係で坂井地域との連携と申しますか、小学校の統合等を含めて、その辺のこと

についての研究、それから、統合の可能性等、その辺について研究していただくというこれが1つと、それから、どういう形になるのが麻績村としてのこれからの子育て、教育の方向づけ、こういった大きくその2つのことについて今研究していただいております。

そういった中で、今後の麻績村における教育の方向ということにつきましては、私どもが今想定した以上に、国の教育方針の流れとか、その辺が大きく変わりつつある。そういったことを含めて、本当にこの地域の子供たちをどう育てていくべきかということで、深く研究をされておるといようなことでございますので、もうしばらく待たせていただきたいのかなど。拙速に進めることよりもじっくり、将来にかかることでございますのでしっかり研究してほしいと、こういったことでお願いをしてあるわけでございますので、私としても早く方向づけはほしいという気持ちはございますけれども、部分部分といいますか、大きく2つのことをお願いしたわけでございますが、できれば1つずつでもお話を聞かせていただければなど。まず、中間的な報告もまたお願いできる時期があればお聞きしたいなど、こんなふうに思っております。

ですから、議員おっしゃるとおり、いつまでという期限はつけたかということにつきましては、いつまでということをつけてございません。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

小山議員。

○1番（小山福績君） 1番、小山です。

歳出の107ページの博物館費、節の15の工事請負費、蒸気機関車屋根設置工事720万円についてお伺いします。

この修復事業には、私もボランティアとして携わったわけですが、屋根をかけてさびを防いでいただくということは大変うれしいことですが、予算的にもう少し安く見積もれなかったかという件と、屋根をかけたからこれでいいということではなくて、毎年のメンテナンスみたいなことのほうへもある程度予算を回していただいて、さびが出る前とか、腐って脱落する前とか、早目の対応をしていくことも大事だと思いますが、屋根の設置工事についてはもう少し予算的に安くできるような方法は検討されましたか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 今回の博物館にあります蒸気機関車ということでございまして、

博物館にあるもの、それから、湖畔公園に隣接しているということがございまして、ある程度景観にも配慮した形の屋根をとということで検討してまいりました。確かにおっしゃられるように、費用的な部分のところでございますけれども、業者からの見積もりという現段階でございます。ですので、コンサル等に聖の積雪状況等の強度も含めまして、景観に配慮した形の中でもう少し安価な工法、部材を使ったものでできないかというような検討は今後していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、メンテナンスの部分についてでございますけれども、やはり今回手直した部分につきましても、表面的、それから部分的という部分もでございます。雨風をしのぐという形で屋根をつけるということでございますけれども、中から腐食してくる部分等もございしますので、メンテナンスのところにつきましては、また今後予算に盛る等、検討していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 環境に配慮した屋根を設計していただけるということは大変うれしいことですので、費用的な部分、また、そのメンテナンスに必要な費用というものを今後十分検討する中で着手していただきたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございせんか。

塚原利彦議員。

○3番（塚原利彦君） すみません、先ほど来教育委員会の関係の学校統合に関連してのことで質疑がありましたけれども、この間、私ちょっと一般質問でお聞きした、今度国の政策として大綱をつくるということの方針というか、それがされているんですけども、その関連もあって、方針といいますか、統合の関係もそういった部分も絡んでいるということもあるんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（飯森 力君） 大綱をつくる部分におきましては、今後の麻績村の教育部分の計画に反映はしてくるというふうに考えておりますが、今現在進めております検討の中で、その大綱にどのように反映するかということはあるんですが、実際の検討の中では今のところ余り影響はないというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） ほかにございせんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 86ページの公園管理費のところ、今回聖高原の湖畔のこども広場のところの施設に関して、遊具の修理だとか、あずまやの塗装だとかという手を加えていただくことはありがたいんですけども、これから若者定住で子供たちもふえると思いますし、それから、夏はいつも福島の子供たちも来ております。今年も来るか来ないかはちょっと定かではありませんけれども。自然の中で子供たちを遊ばせるというそういう麻績村ならではの施策からいいますと、湖畔の子供たちの遊び場というものは非常に重要視してもいいのではないかなと思いますけれども、今回の予算の中の遊具の修理だとか、そういうことで今まで以上に遊び場がよくなっていくというような方針が見えてきたでしょうか、その点お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 平成27年度の予算につきましては、湖畔公園にあります施設の修繕ということの計上をさせていただいております。おっしゃられるように、聖高原につきましては、施設を新しく整備して子供たちに遊んでもらうということではなく、自然の中で遊んでいただくというようなことが今の原則かなというふうに思っております。ですので、今後の要望等を見ながら、要望があった場合には検討していきたいと思っておりますけれども、今のところは現状の中で湖畔公園等を使っていただくというような形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） その場合、よく事故が起きてからそのことがかえって、小学校の遊具ではないですけども、事故があつてから邪魔になったとか、それは危険だからと取り払うとかということではなくて、自然と一緒に遊べる危険な箇所の点検等も含めて、遊び場の検討を観光課のほうでも考えていただき、聖高原の公園の遊び場というものを幅広く考えていただければありがたいと思いますので、要望しておきます。

○議長（尾岸健史君） ほかにございせんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） 以上で、歳入歳出全般の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） 討論なしと認めます。

それでは、議案第18号について採決します。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾岸健史君） 全員起立。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第23、議案第19号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案第19号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第19号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第24、議案第20号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲

事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第20号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第20号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第25、議案第21号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第21号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第21号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第26、議案第22号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第22号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第22号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第27、議案第23号 平成27年度麻績村水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第23号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第23号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第28、議案第24号 平成27年度麻績村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第24号について、質疑のある方の発言を求めます。

峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 先ほど条例も決まりましたので、質疑ということではなしに、要望的に一言だけお願いしたいと思うんですけれども、第5次の平成24年から平成26年のときに4,500円でありました。そのときのつけが幾分残りまして、第6次の平成27年から平成29年には400円近い負債を抱えた上での今回の改定で、5,800円という形になりまして、5,800円というのは今見たところ、情報で見ますと、全国平均の5,500円よりも高いということでございます。ですから、人員構成やいろいろ踏まえたときに、こういう形はしようがないかなと思いますけれども、長い目を見たときに、全国平均よりそういう受ける人、授受者が多いということと、それから、厚い恩恵を受けている人がおる、そんなことも踏まえた上でのごさいますけれども、なかなか消費税ではありませんけれども、上げなければならないということがわかっていて、上げたら、結果として、経済母体の動きが悪くなったというようなことになりまして、せっかく介護保険を上げましたけれども、介護を受けて授受する人が少なくなったり、いろいろするということがないように、そういうためには、きちっと徴収をお願いしたいと思います。

大部分が第1号被保険者のところを上げますので、年金からの徴収になるかと思えますけれども、中には直接徴収の人もお見えになるというふうなこと、ふだんいろいろな面でもってだんだんと受けるというか、受けるものも受けますけれども、支払うほうも多くなってきておりますので、このことを十分理解していただいて、きちっと徴収のほうへの努力もお願いしたいと思いますし、どちらかという、麻績村は我慢するというか、頑張る人が比較的

多い。極端なことを言いますと、自宅での介護がふえてきているというようなことも踏まえて、なるべく効率的にやっていただくのはいいわけですが、そんな意味で、ぜひ徴収についての形、それから村民へのPR、村民へ満遍等でなく、実際に支払う人へ納得していただいて支払いもお願いし、きちっと今後こういう形で享受も受けるんだよということ、そういう説明をしっかりとお願いしたいということを踏まえて、私は賛成でございますけれども、そういう意見でございます。よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今おっしゃられたことは大変大切なことだというふうに思っております。

私どものほうでも、今回第6期のための介護保険料、第1号被保険者の平均値5,800円は決して安いというふうに思っているわけではございません。これにつきましては、麻績村の現状をお話し申し上げて、実際にお払いいただく第1号被保険者の方々にご理解をいただくということが一番大切なことであるというふうな認識もしておりますので、説明のほうは大変丁寧に、皆様方にご理解がいただけるように申し上げていきたいというふうに、PRのほうは努力をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第24号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第29、議案第25号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第25号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第25号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第30、議案第26号 平成27年度麻績村観光事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

議案第26号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第26号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号～議案第38号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第31、議案第30号から議案第38号までの9議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 議案第30号から議案第38号までの提案理由を一括して申し上げさせていただきます。

初めに、議案第30号 平成26年度麻績村一般会計補正予算（第9号）の提案理由を申し上げます。

平成26年度の事業執行につきましては、当初予算並びに今まで計7回の補正を行い、計画に沿って順調に進展しております。

平成26年度一般会計を閉じるに当たり、全科目にわたり執行状況等を確認し予算補正をさせていただきますものです。

歳入については、村税、地方消費税の増額分、地方交付税においては普通交付税の増額分、分担金及び負担金については老人福祉費負担金を減額し、使用料及び手数料は実績による増減額を補正、国庫支出金においては補正対応で交付される地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金を新たに計上しますが、翌年度へ全て繰り越して実施することになります。また、番号制システム整備費補助金、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、社会資本整備総合整備交付金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金等を実績により減額補正いたしました。

県支出金、財産収入、繰入金、諸収入等、実績により補正計上いたしました。

県支出金につきましては、授産施設事務費県負担金の減額、農地基本台帳整備費県補助金の増額、地籍調査費県補助金の減額ほか、実績により補正計上いたしました。

財産運用収入においては別荘地貸付収入の減額補正を、寄附金についてはふるさと応援寄

附金の増額を、繰入金については別荘地地上権分譲事業特別会計からの繰入金を全額減額いたしました。

村債では、過疎債を事業実績により減額補正いたしました。

次に、歳出については、人件費等の不足額及び不用額を、各事業は事業確定等による不足額及び不用額を補正計上いたしました。

議会費では、議員数が1名減員となったため議員報酬関連諸費の減額を、また、会議録の作成委託料の減額、議員視察研修未実施によるバス借上料の減額を計上いたしました。

総務費では、共通番号システム整備費不足額、村例規集が上位法令等の改正に伴い加除分が増加したことに伴う不足額を、施設等の修繕費不足額を、また、新たに備蓄倉庫、緊急車両等に使用する駐車場用地確保の用地購入費を補正計上いたしました。

企画費では、地域おこし協力隊減員等による報償費及び車借上料、その他経費の不用額を減額補正いたしました。

また、本年度国が補正予算で交付する地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金事業に係る手数料、委託料、補助金を新たに計上し、それら事業費全てを繰り越し平成27年度に実施することとしております。内容は、地域経済活性化対策消費喚起分としてプレミアム商品券発行関連費用を、地方創生先行型としては観光事業関連の委託料及び総合戦略策定資料収集委託等を計上いたしました。

なお、本事業におきましては、現在内閣府と実施計画の事前協議を行っており、協議終了後速やかに計画書の承認申請をしております。

バス等運行事業費では、バス停留所破損修繕、車両修繕費の不足額を補正計上いたしました。

選挙費では、本年度執行された農業委員会委員選挙、県知事選挙、衆議院議員選挙の精算不用額を減額し、来年度執行される県議会議員選挙費では準備経費を補正計上いたしました。

民生費では、社会福祉費において、デイサービスセンターみづき施設管理料不足額、子育て世帯臨時特例交付金、臨時福祉給付金の精算による不用額を減額、福祉医療費では不足額をそれぞれ補正計上、老人福祉費において、介護予防ケアプラン作成委託不用額、後期高齢者医療給付費負担金不用額を、養護老人ホーム措置費不用額、介護保険特別会計繰出金の不足額及び後期高齢者医療特別会計繰出金の不用額をそれぞれ補正計上いたしました。心身障害者福祉費では、地域活動センター運営委託料不用額、自立支援システム改修費不足額、障害者福祉サービス等不足額を補正計上、児童福祉総務費では、療育医療給付費不足額を計上

いたしました。

保育園運営費では、臨時職員賃金ほか、実績により減額補正いたしました。

保健衛生費では、医療材料費で子宮頸がん予防接種の積極的勧奨を手控えたことによるワクチン購入費の不用額、医療業務委託料等の不用額、各種健診受診者数の減少による不用額を計上、じんかい処理費ではごみ処理委託料の不用額を計上いたしました。

農林水産業費では、農業委員会で農地情報管理システム委託料不用額、農業振興費で農業振興地域総合見直し委託料の不用額を、雪害ハウス補助金確定による不用額を減額いたしました。農地費では県営ため池整備事業負担金ほか不足額を補正計上、地籍調査事業費では、測量調査設計の委託料について事業内容を精査し不用額を減額いたしました。林業振興費では、村有林整備業務の入札差金を減額、林道補修工事の不用額、獣害防除対策事業補助金ほか不用額を減額補正いたしました。

商工費については、臨時職員賃金不用額、負担金では小規模事業資金信用保証料の不用額、補助金では、中小企業制度資金利子補給金不足額を補正計上いたしました。また、別荘地管理費、観光総務費、信濃観月苑事業費、公園管理費、それぞれ事業内容を精査し増減補正いたしました。

土木費については、県単道路改良事業地元負担金不用額及び下水道事業特別会計への繰出金の減額を、道路新設改良費では支障物件等補償費不足額を、住宅建設事業費では設計委託料及び土地購入費の不用額を減額補正いたしました。

消防費については、非常備消防費で団員報酬、活動事業等交付金の減額、消防施設では需用費で消防関係消耗品の不足額、車両購入費の減額をそれぞれ補正計上いたしました。

教育費については、学校管理費で臨時職員賃金不用額を、教育振興費でデジタル教科書の購入費を新たに計上、社会教育総務費で電気料不足額を、放課後子どもプラン推進費で臨時職員賃金不用額を、その他事業内容を精査し補正計上いたしました。

諸支出金については、基金費で財政調整基金と農業構造改善事業基金に積み立てを行うほか、それぞれの基金の利子分の積み立てを行うことといたしました。

予備費では、歳出での余剰金を調整いたしました。

以上、全般にわたり各種事業を精査し補正計上いたしました。

平成26年度一般会計の予算額は、今回の補正額1,120万円を増額し、総額26億2,960万円となります。

次に、議案第31号 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

の提案理由を申し上げます。

歳入については、健康保険税の収入状況により減額を、国庫支出金で療養給付費等負担金及び普通調整交付金の増額を、特別調整交付金の減額を補正計上、県負担金では特定健診等負担金の減額を、財政調整交付金では普通調整交付金の増額、特別調整交付金の減額を、療養給付費交付金では実績による減額を、共同事業交付金では実績による増額をそれぞれ補正計上いたしました。

歳出については、保険給付費で一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費の不足額を、高額療養費で退職被保険者等高額療養費の不足額を増額し、共同事業拠出金の減額を、保険事業費で特定健診等事業費及び疾病予防費の減額を補正計上いたしました。

補正額は1,773万円の増額であります。

次に、議案第32号 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入については、地上権分譲収入の実績がなかったため全てを減額し、歳出については、実績がなかったため一般会計繰出金全てを減額及びその他不用額の減額を補正計上いたしました。

補正額は50万円の減額であります。

次に、議案第33号 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

未販売区画の販売促進に努めてまいりましたが、今年度は販売実績がないため、売払収入及び水道加入負担金を皆減補正いたしました。

歳出においても、販売実績がないため、土地開発基金会計繰出金の皆減補正をいたしました。歳出の余剰金は予備費で調整いたしました。

補正額は695万2,000円の減額であります。

次に、議案第34号 平成26年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、受益者分担金の増額を、下水道使用料の減額を、一般会計繰入金を減額補正いたしました。

歳出では、公共下水道維持管理費で電気料の不足額による増額及び委託料の減額を、農業集落排水維持管理費では電気料不足額による増額、手数料の減額を、浄化槽整備維持管理費では修繕費の増額を、建設改良費では工事を実施しなかったため皆減を、公共下水道建設改

良費では委託料の減額をそれぞれ補正計上、財源の不足分については予備費を充当いたしました。

補正額は530万円の減額補正です。

次に、議案第35号 平成26年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、加入負担金の増額、水道使用料の減額、工事費の確定による簡易水道事業債の減額を補正計上、歳出では、一般管理費で消費税納税額減額を、建設改良費では委託料及び工事請負費の確定によりそれぞれ減額を、不足分を予備費で調整いたしました。

補正額は310万円の減額補正です。

議案第36号 平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、国庫支出金で介護給付費負担金の増額を、地域支援事業交付金の減額を、システム改修事業費補助金の増額を、支払基金交付金の減額を、県支出金では、介護給付費及び地域支援事業交付金の減額を、一般会計繰入金では、地域支援事業及び事務費繰入金の増額を補正計上、県からの財政安定化基金貸付金は平成26年度会計を締めるに当たり、状況を判断し、借入れをせずに会計が運営できる見込みとなったため、借入金は全額減額といたしました。

歳出では、保険給付費で地域密着型介護サービス給付費の増額を、施設介護サービス給付費の減額を、介護予防サービス給付費の増額を、介護予防サービス計画給付費の増額を、地域支援事業の任意事業では不足額をそれぞれ補正計上いたしました。

補正額は2,324万円の減額補正です。

次に、議案第37号 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、保険料及び一般会計繰入金の減額を補正計上いたしました。

歳出では、一般管理費において各項目を精査し不用額を減額し、後期高齢者医療広域連合への納付金の減額を補正計上いたしました。

補正額は109万円の減額補正です。

次に、議案第38号 平成26年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、雑入の増額補正を補正計上いたしました。

歳出では、観光事業総務費で施設指定管理委託料の増額を、交流施設事業費で工事費の実績による減額を補正計上しました。歳出の不足額は予備費で調整いたしました。

補正額は38万9,000円の増額補正です。

以上、9議案について提案理由を申し上げました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第30号から議案第38号までについて、審議、採決はあすの本定例会第4日目に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上で本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

平成27年第1回麻績村議会定例会第3日目を散会といたします。

この後、委員会室において全員協議会を開催し、提出者より平成26年度補正予算議案等の詳細説明を受けますので、10時30分にご参集願います。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時12分

平成27年第1回麻績村議会定例会（第4日）

議事日程（第4号）

平成27年3月11日（水）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第30号 平成26年度麻績村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 2 議案第31号 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 議案第32号 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第33号 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第34号 平成26年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第35号 平成26年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第36号 平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第37号 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第38号 平成26年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 発議第1号、発議第2号 一括上程
- 日程第11 発議第1号 麻績村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 発議第2号 麻績村議会における災害発生時の対応要綱の制定について
- 日程第13 発議第3号 議会議員の派遣について
- 日程第14 閉会中の継続審査申し出について

出席議員（7名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 小山福績君 | 3番 | 塚原利彦君 |
| 4番 | 宮下仁雄君 | 5番 | 塚原義昭君 |
| 6番 | 峰田昶君 | 7番 | 坂口和子君 |
| 8番 | 尾岸健史君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	柳原俊文君	振興課長	宮下利秀君
住民課長	峰田江津子君	観光課長	塚原敏樹君
教育次長	森山正一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井孝夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員7名全員です。定足数に達していますので、平成27年第1回麻績村議会定例会第4日目を開会いたします。

なお、本日は東日本大震災4周年目に当たり、追悼の黙禱を行います。役場庁舎内では一斉放送にて震災発生時刻午後2時46分に呼びかけが行われますので、会議中に放送が流れましたら、中断して黙禱をいたしますので、参会皆様のご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、議案第30号 平成26年度麻績村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第30号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第30号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、議案第31号 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第31号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第31号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、議案第32号 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事

業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第32号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第32号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第33号 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第33号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第33号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、議案第34号 平成26年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第34号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第34号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第35号 平成26年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第35号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第35号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、議案第36号 平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第36号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第36号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、議案第37号 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第37号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第37号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、議案第38号 平成26年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第38号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第38号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号、発議第2号の一括上程、趣旨説明

○議長（尾岸健史君） 日程第10、発議第1号、発議第2号を一括上程いたします。

発議名の朗読は省略いたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

峰田総務経済委員長。

〔総務経済委員長 峰田 昶君 登壇〕

○総務経済委員長（峰田 昶君） 平成27年第1回定例会、発議第1号 麻績村議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、麻績村議会委員会条例第17条を改正するものです。

続いて、発議第2号です。麻績村議会における災害発生時の対応要綱の制定の趣旨を申し上げます。

平成23年3月11日の東日本大震災、平成26年2月8日、14日の豪雪災害、7月9日の台風8号による南木曾町土石流災害、9月27日の御嶽山噴火、11月22日の神城断層地震においては、当村でも震度4の揺れがありました。自然災害のみならず、1月27日発生 of 住宅火災により尊い人命が奪われました。また、この3月6日、県が新たに公表した地震被害想定では、当村においても死者、負傷者、避難者、建物の全壊、焼損など、甚大な被害が想定されています。

これらを教訓に、麻績村に大規模な災害が発生し、村に災害対策本部が設置された場合、これに協力、支援するため、村議会に災害対策支援本部を設置し、村の対策本部と連携、協力を図り、被害の拡大防止と災害復旧等に寄与するために、災害発生時の村議会と議員の対応をルール化した要綱を制定するものです。あわせて、対応要綱に基づく災害発生時の議員の参集基準を定めた大規模災害発生時の麻績村議会議員の行動マニュアルについても制定するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、発議第1号 麻績村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、発議第2号 麻績村議会における災害発生時の対応要綱の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第13、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元にお配りしましたとおり、派遣することにしたいと思
います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号はお手元にお配りしたとおり、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第14、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議
会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

また、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年第1回麻績村定例議会におきましては、提出いたしました全ての案件、慎重にご審議賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

一般質問におきましては、麻績村の発展に向け、貴重なご提言とともに課題等のご提起もいただきました。今後の行政執行に大いに役立つものと深く感謝を申し上げます。

議決いただきました新年度予算につきましては、予算提案理由でも申し上げたとおり、引き続き公約の実現に向けて努力してまいります。麻績村に住むことに誇りの持てる魅力ある村づくりを職員一丸となって進めてまいります。

議員各位におかれましても、村政執行に対しまして一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、今定例会の閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、平成27年第1回麻績村議会定例会を閉会といたします。

なお、冒頭申し上げました東日本大震災4周年目に当たる追悼の黙禱につきましては、議員控室にて、その時刻になりましたら黙禱をささげたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

長時間大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時49分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員